

第 7 回

美方町・村岡町・香住町 合併協議会 会議録

平成 16 年 4 月 28 日

第7回美方町・村岡町・香住町合併協議会 会議録

日 時 平成16年4月28日(水) 午後1時30分～午後6時15分

場 所 美方町総合センター

出席者

協議会委員(計22名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
(上田節郎)	岩 槻 健	藤 原 久 嗣
吉 田 範 明	谷 淵 栄 一	上 田 孝
本 城 繁 信	石 垣 健 三	橋 秀 夫
朝 倉 富 征	井 上 源 一	伊 藤 誠
井 上 一 郎	小 谷 道 子	岡 田 久 子
毛 戸 公 彦	西 尾 高 雄	柴 崎 一 秀
中 村 治 泰	三 好 忠 男	中 村 暁
水 間 徳 子		

注 () 書は、代理出席者

顧問(計2名)

兵庫県議会議員	但馬県民局長
中 村 茂	西 村 良 二

幹事会(計5名)

美 方 町	村 岡 町	香 住 町
吉 田 範 明	杉 谷 信 義	大 瀧 正 博
西 村 吉 弘		米 田 稔

事務局(計9名)

藤原進之助	岸本典明	清水幸信
穴田康成	邊見泰正	田尻幸司
吉村松雄	川戸英明	中村貴志

欠席者

協議会委員(計2名)

村 岡 町	香 住 町
板 坂 公 二	村 瀬 晴 好

顧問(計1名)

兵庫県議会議員
丸 上 博

幹事会(計3名)

村 岡 町	香 住 町
中 村 一 治	谷 岡 喜 代 司
太 田 培 男	

傍 聴 人 17人

第7回美方町・村岡町・香住町合併協議会

と き：平成16年4月28日(水)

ところ：美方町総合センター

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議の成立

4 会議録署名委員の指名

5 議 題

(1) 報告事項

報告第21号 第6回及び第7回新町の事務所の位置等検討小委員会について

報告第22号 第4回及び第5回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について

(2) 協議事項

協議第29号 使用料、手数料等の取扱い(その1)について

協議第30号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第31号 地方税の取扱い(その2)について

協議第32号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第33号 介護保険事業の取扱いについて

協議第11号(継続) 新町の名称について

6 その他

第8回協議会の開催について

(1) 日 時 平成16年5月12日(水) 13:30~

(2) 場 所 村岡町老人福祉センター

(3) 協議事項(予定)

協議第34号 使用料、手数料等の取扱い(その2)について

協議第35号 総務関係事業の取扱い(その1)について

協議第36号 企画関係事業の取扱い(その1)について

協議第37号 学校教育関係事業の取扱い(その1)について

協議第11号(継続) 新町の名称について

7 閉 会

藤原事務局長 改めまして、皆さん、こんにちは。大変長らくお待たせいたしました。

それでは、定刻になりましたので、ここで開会に当たりまして議長から開会宣言と御挨拶を頂戴いたしたいと思います。

吉田議長 それでは、3町合併協議会会議規則規程第4条第1項の規定に基づきまして、第7回3町合併協議会の開会を宣言いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと、このように思います。

おとついは、美方町だけではないとは思いますが、すごい天候で、本当にうちの家はかなり古くて、屋根が飛ばないかというふうな思いであった、すごい感覚でございました。また、きょうは寒の戻りのように本当に寒くて、体調を崩す方も出てくるんじゃないかなという、そういう本当に暑さと寒さが交互するようなときに、健康で協議に参加していただきますこと、誠に御同慶に絶えないところでございます。

なお、この間、庁舎の小委員会で御挨拶を申し上げたわけではございますが、このたびの2号委員の出席問題につきまして、一言御挨拶申し上げたいと、このように思います。2号委員の出席問題の経過につきましては、新聞紙上等で十分御承知のこととは思いますが、今後どうなるかというふうなことで御心配をお掛けしましたこと、そして、これからは協議を重ねる中で議論を十分尽くしていきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと、このように思います。

以上、簡単ではございますけれど、本日も案件を見ますと重要な案件でございますので、慎重審議、お願ひしたいと、このように思っております。

それでは、次に、会長の岩槻村岡町長が御挨拶を申し上げます。

岩槻会長 それでは、一言御挨拶申し上げたいと思います。

御案内のとおり、もう新緑が映えまして、まさしく躍動の季節であるわけでございますが、きょうは第7回の3町合併協議会、開会を御案内申し上げたところでございます。御欠席の委員さんもおられるようでございますが、万般繰り合わせ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本協議会も既に6回開いておるわけでございますし、新町の事務所の位置等の検討小委員会も7回、さらに、まちづくり小委員会が4回、議会の議員及び農業委員会の委員さんの任期等の小委員会も5回開いてまいっておるわけでございます。全体的な計画では、大体5月の終わり頃には中間的といいましょうか、概ねの財政計画も立てて、そして3町で町民に対する説明会を行おうと。そして、さらに論議を深めて、本年の9月には2回目の各町での合併の説明会を行って、締めくくって、各町の議決もいただきというスケジュールであるわけでございますが、概ね順調に進めさせていただいておるというふうに思っております。既に事務局では専門部会が10部会ございますが、大きくは10回、分科会30のうち132回を開いて、事務局も急ピッチで、時には深夜になりますが、一生懸命やらせていただいておりますというのが実態でございます。

としながら、御承知のようにどうしても、きょう、私自身、触れさせていただきたいわけでございますが、中安町長さんにおかれましては健康を害され療養中であり、早く元気に回復されますことを願っておったところでございますけれども、回復がどうもやはり遅れるという御判断で、町長の職を辞任される由でございます。考えてみますと、5町合併

では事務所の位置等の小委員会の委員長として大変な御心労をされましたし、この矢田川水系の3町合併につきましても対等合併としての展望をお持ちで、3町の中での美方町としての拠点構想等に意欲を燃やされていただいただけに、残念の一語に尽きるのではないかと、こう思うわけでございます。今後、一日も早い回復をこい願いますとともに、中安町長の期待に応えられますよう、本合併を成功させなくてはならないと、こういうふうにと考えるところでもございます。本日の協議会、御提案申し上げます案件につきましては、報告案件が2件、さらに協議案件6件でございますが、是非ひとつ慎重御審議もいただいて、適切なる御決定をいただきますように、心からお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

吉田議長 ここで、顧問であります但馬県民局長、西村良二氏から御挨拶を頂戴したいと思います。

皆さん御承知のこととは思いますが、去る4月1日付の兵庫県の人事情況によりまして、東田但馬県民局長の後任として着任されております。当合併協議会も同日付で同氏に顧問就任をお願いしておりますので、この際、御紹介させていただきます。

それでは、西村但馬県民局長、よろしくお願ひいたします。

西村但馬県民局長 但馬県民局長、西村でございます。議長さんから申されましたように、4月1日の県の人事情況で但馬県民局長を拝命しました。但馬に住むのは初めてでございますが、非常に微力でございますけれども、気持ちとしては但馬の活性化に少しでも役立ちたいというふうに思っておりますので、皆さん方の御指導、よろしくお願ひしたいと思います。(拍手)

吉田議長 ありがとうございます。

上田助役の方から、開会前に挨拶をしたいという申し出がありましたので、許可いたします。

上田委員(代理) 皆さん、こんにちは。議長の発言の許可を得ましたので、一言お詫びを申し上げたいと思います。

先程議長の方からも挨拶の中にあつたわけでございますが、3月の末から合併協議会の小委員会あるいは合併協議会等を休ませていただきました。美方町の都合により、皆さんに大変御迷惑を掛けたわけでございますが、去る16日に円満解決いたしまして、今後におきましては合併協議に積極的に臨んで3町合併の実現を図っていくと、こういう結果になったわけでございます。また、その後、先程会長の方からも挨拶の中にありましたように、中安町長、19日付で辞表の提出がありました。病氣療養をしております、いろいろリハビリ等をやつて早期退院を願つておつたわけでございますが、辞表提出に至つたわ

けでございます。5月9日が任期になります。5月9日までにつきましては合併協議会は通常どおり続けていただくと。5月9日から6月の6日が町長選挙になります。そうなりますと、その5月9日から6月6日の間につきましては大きな政治的判断等が必要なもの以外については合併協議会を進めていただくということをお願いをしております。町長・議長会の許可も得ておりますので、この合併に支障のないように何とか進めていきたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。貴重な時間、ありがとうございました。

吉田議長 それでは、会議の成立につきまして、事務局から報告させます。

藤原事務局長 御報告をいたします。本日は、村岡町の板坂公二委員、それから西尾高雄委員並びに香住町の村瀬晴好委員から、葬儀等のため欠席との通知をいただいております。従いまして、委員総数24名のうち、本日の出席は21名でございますので、会議が成立しておりますことを、ここに御報告申し上げます。

なお、西尾委員につきましては、会議途中の参加もあるやに聞いておりますので、合わせて御報告をさせていただきます。以上でございます。

吉田議長 事務局長のとおりにお願ひしたいと、このように思います。

次に、3町合併協議会会議運営規程第4条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名いたします。

美方町、水間徳子委員、村岡町、三好忠男委員を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

早速ですが、これより議題に入りたいと思ひます。

まず、報告第21号、第6回及び第7回新町の事務所の位置等検討小委員会についてを議題としまして、事務局に議案の朗読をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、会議資料の1ページをお開きいただきたいと思います。報告第21号、第6回及び第7回新町の事務所の位置等検討小委員会について。第6回及び第7回新町の事務所の位置等検討小委員会について報告する。平成16年4月28日報告。3町合併協議会、会長、岩槻健。

第6回及び第7回新町の事務所の位置等検討小委員会について。第6回及び第7回新町の事務所の位置等検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。以上でございます。

吉田議長 続きまして、報告第21号について、藤原委員長から報告を求めたいと思ひ

ます。

藤原委員長。

藤原新町の事務所の位置等検討小委員会委員長 小委員長を仰せつかっております藤原です。第6回を3月20日、第7回を4月26日に開催をしておりますので、その概要について御報告をさせていただきます。

第6回は、3月20日、15名の出席で行いました。それまで庁舎の機能につきまして、本庁と支所とのあり方等についての検討をしておりましたものを踏まえて、このときから具体的に本庁舎をどこに置くかということについての議論に入りました。ここに書いておりますように、村岡町と香住町とが本庁舎について意思表示がありました。村岡町は に書いておりますように道路交通事情や玄関性の向上、行財政経費の削減の観点から候補地として検討いただきたい、こういう趣旨でございます。香住町は に書いておりますように、人口規模、産業集積、市街化形成、国・県の行政機関との連携、高規格道路とのアクセス等の観点から香住町域がふさわしいので検討願いたい。この2つの町から本庁舎について意思表示がありました。これらを基に、この2つの比較検討をその次の回に行うということ約束をして、第6回の小委員会は終わりました。

続きまして、第7回は、お手元に別紙でお配りをしておるとお思います。一昨日、4月26日に15名の出席で行いました。村岡町と香住町のそれぞれについて、本庁舎についての意思表示をしました内容について、収容能力とか規模、整備するに必要な費用、財源等について、資料に基づいて説明がなされました。きょう、資料は庁舎の小委員会の委員以外の委員さんにはお手元に配られているようですので、見ていただきたいというふうに思います。村岡町からは、現役場庁舎と町民センターを使うことによって本庁としての機能を図りたい。それに必要な費用が1億2,000万余必要だというふうな案でございます。香住町は庁舎の移転が必要な時期になっておりますので、新しく高規格道路の香住インターの周辺のところの新庁舎を建てたい。約17億の費用が要るのを13億の財源を基に、今10億の直接費用と約7億の合併特例債を使うことによって、実質13億の財源で建設ができるというふうな形を進めたいと、そういうふうな提示がなされました。これらについて、若干のそれぞれの案についての意見、質問がありましたが、その一つは、 に書いておりますように、村岡町案につきましては、町民センターを使用することによる町民の文化・スポーツ活動への影響がないだろうか。もし、代替施設の整備が必要な場合には財源見通し等はどうなっているのかというふうなお尋ねがありました。それから に書いておりますのは、本庁機能を分散すること、いわゆる分庁方式をとることによって、さらに本庁の規模がスリムになるのではないか。そのことによって本庁を整備する費用が少なくなるということになるので、そういう検討も必要じゃないかというふうな御意見。それから裏のページ、 では財源確保が必要なものに対して3町の合併後の財政計画の見通しがまだはっきりしてないと。従って財政計画の見通しを早急に立てて、それを基にこの2

町の計画案をより深く検討しようではないか。そういうふうな意見が出されました。従いまして、これらを基に、次回は財政計画も5月の初め頃に事務局としてはおおよそのものができるようですので、それらを踏まえて5月の中旬頃に第8回を行うというふうな段取りで進めることといたしました。以上、報告いたします。

吉田議長 ありがとうございます。

報告は以上で終わります。

報告に対して質疑を受けたいと、このように思います。なお、質疑に際しましては、町名、氏名を述べてから質疑を行ってください。質疑を受けます。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようでございますので、質疑を打ち切りたいと、このように思います。

委員長様、御苦労さまでした。

それでは、報告第21号は、承認いただいたものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、報告第21号、第6回及び第7回新町の事務所の位置等検討小委員会については、承認することに決定いたしました。

次に、報告第22号、第4回及び第5回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会についてを議題とし、事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、4ページをお開きいただきたいと思います。

報告第22号、第4回及び第5回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について。第4回及び第5回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について報告する。平成16年4月28日報告。3町合併協議会、会長、岩槻健。

第4回及び第5回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について。第4回及び第5回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会について、同小委員会委員長から別紙のとおり報告があったので報告する。以上でございます。

吉田議長 続きまして、報告第22号について、石垣委員長から報告をお願いいたします。

石垣議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会委員長 失礼します。小委

員会の委員長の石垣です。結果を報告させていただきます。

第4回の議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会を3月13日、開催いたしました。出席者13名でございまして、議会の議員の任期等の取り扱いについてということと、農業委員会の委員の任期等の取り扱いについて、いずれも継続審議を協議させていただきます。

議会の議員の任期等の取り扱いにつきましては、協議の参考とするために、3町の議会議長から3町合併における議会のあり方についての意向を伺いました。3町の議長の意向を集約いたしますと、次のとおりでございます。議員の任期については、合併特例を適用せず、合併から50日以内の設置選挙とすべきという共通した考えが示されました。それから定数につきましては、18名から最大26名という幅でそれぞれの議長さんから意見が出されました。それから選挙区の設定につきましては、設定すべきでないということ、激変緩和ということで設定を必要とするという両論が出されました。これらの各議長の意見を参考にしまして、数名の委員から少し時間をとって意見を出させてほしいというようなことがありまして、数名の方からの意見を出していただきました。その1つは行財政改革の観点から議員数の検討が必要であると。それから広範な地域の住民の意見を反映する観点から、議員数の検討が必要である。それから第3としまして議員定数、選挙区設定の是非と関連して地域審議会についての検討が必要であるというようなことで、地域審議会につきましては、前回にもちょっと意見を出させていただきます、全体会議で地域審議会の素案のようなものが出されましたけども、そういうようなことでございます。それから、次回の委員会に議員定数、選挙区等について継続協議するというようにしております。

それから、農業委員会の委員の任期の取り扱いにつきましては、選挙区を2つ設定するというので、村岡町、美方町を合わせた一つの区域と、それから香住町の区域の2つということで確認をしておるところでございます。なお、定数につきましては、平成16年1月1日に調査した結果に基づいて、3月31日に有権者数が確定されるというようなことですので、それを基に事務局の方で、案分数値等の資料を提出するというので、定数については継続協議ということにさせていただきます。

続いて、第5回の小委員会を4月12日に開催いたしました。その結果を申し上げます。出席者14名で、1名欠席でございました。協議事項につきましては、議会の議員の任期等の取り扱いについての継続、それから農業委員会の委員の任期等の取り扱いについての継続でございます。協議経過を申し上げます。

議会の議員の任期等の取り扱いにつきましては、前回の各町の議長さんの意見等を参考にした意見交換が前回に一部持たれたわけですが、引き続いて全委員から意見を出していただきました。その一つは、まとめたところでございますけども、合併特例法による在任特例は適用しないということで、原則として合併後50日以内の設置選挙を行うというようなことで理解していただけるのではないかとこの共通した意見が述べられたところがあります。次の定数につきましては、18ないし26人の範囲内で類似団体と比較した規

模や激変緩和の観点等々の点からの意見が、それぞれの委員から述べられたところであり
ます。ただ、そういう中で2、3の委員さんから選挙区についての私案等も出されたところ
でありまして、選挙区については新町の一つの大選挙区が望ましいという意見と、それ
から合併後、1期に限り旧町単位の選挙区制を導入すべきであるというような意見が出さ
れたところでございます。選挙区の定数配分を仮にするとすれば、他の先進事例等が、参
考にするものがあれば、ひとつ事務局の方で研究して資料を次回に出していただきたいと
いうこととしたところでもあります。これらの意見に基づきまして、次の回、5月14日の
予定ですけれども、この小委員会で継続して審議することを確認したところでございます。

農業委員会の委員の任期の取り扱いにつきましては、16年3月末で確定した有権者数
を基とした資料によって選挙区ごとの定数配分方法を有権者割50%、農地面積割50%
としまして、美方町と村岡町を合わせた一つの選挙区で12人、香住町の区域の選挙区を
8人ということで確認をしたところでございます。以上で小委員会の結果を報告させてい
たきます。

吉田議長 報告は終わりました。

続きまして、報告に対して質疑を受けたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いしたいと、このように思います。

ないでしょうか。

ないようでしたら、議長をちょっとおろさせてもらいまして、質疑といいますが、意見
をちょっと述べさせてもらいたいんですが、よろしゅうございますか。よろしいですか。

吉田委員 実は、定数につきまして、去る、3月13日の中でいろいろと議論をさせて
いただいて、また、その議論の経過を見てまして、一つ確認もしてほしいですし、どうな
るのかという部分がありますので、是非その辺も小委員会の方で話し合っていたいただければ
ありがたいし、また、確認もしていただきたいという思いで、一言、質疑といいますが、
事務局の方にもお願いしたいという思いで、ちょっとさせていただきたいことがあります。

と申しますのは、実は今現在、13日の中で我々が在任特例についてということで、少
数意見ということで述べさせていただいたと思います。そのとり方が若干、我々の思うこ
とではないような方向に行ってるような気がしますので、この辺を整理しながら、お話し
させてもらって、協議をしてもらったら結構かと思えますけれど、と言いますのは、なぜ
少数をわざと言ったかといいますが、要するに、ちょっと議会用語で申しわけないんです
が、少数意見の留保という部分でございます。その少数意見の留保と申しますのは、要す
るに少数ではあるが、それを十分尊重して、やはり議論もしていただきたいということで
ございます。その理由と申しますのは、実は我々が在任特例を言わせていただいたこと
が十分通ってないんですが、要するに今、新町の場合には、特に養父市あたりがそうなん
ですが、現実、いろいろとお聞きしますと6月の、要するに新しく首長が決まった時点で

本格的な審議に入っていくというふうなことを聞いておりますし、その間に全くそういうことについては、もっと言えば旧町単位での予算をどのように新町に上げていくかということも議論をしているのかというふうなことを聞きました。そうしますと、してないということですので、そうしますと、6月の定例会から本格的に旧町単位での予算を合わせさせたものが出てくると。そうしますと、実は、その辺が一番心配でございます。うちの中村委員の方からもあったわけなんですけれど、当初は3町の持ち寄り予算だというふうに聞いておったわけです。もっと言えば旧町の単位で、それぞれの財源の裏付けをもって新町の予算を組む、もっと言えば3で足したような予算だと、このように思っておったんですが、その辺がどうも養父市の例を見ますと違うというふうなこと。そうしますと、どうも旧町単位での、継続事業等が本当に新町に引き継がれていくのかどうかということがものすごく不安であると。そういうふうな中で在任特例というものを主張したということの意味が十分伝わっていないということが、思っていますので、是非その辺を十分議論していただきまして、逆にそういう不安がない形での予算が組めるのかどうかというふうな点まで十分議論していただきまして、最終的な結論をお願いしたいと思いますし、事務局長にはその辺をどういうふうに最終的に本当に予算を組んでいくのかということをお小委員会の方に出していただきまして議論していただければと、このように思っておりますので、事務局長の方、もしあれでしたらあれですけど、その辺ちょっとお願いになると、こういうふうに思いますが、よろしくお願ひしたいと、このように思っております。

以上、質疑ではないんですけど、ちょっと意図を、お願ひしたいと思います。

吉田議長 小委員長、じゃあお願ひできますか。

石垣議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会委員長 今、議長の方から御発言がございました件ですけれども、在任特例につきまして、別にまだ結論を出しておりません。ただ、前回の3議長の発言を基に、それらを踏まえた上での意見が出されたということですので、その席で議長の方から美方の議長として、少数意見ではありますけどということも、確かに聞かせていただいております。そういうようなことも踏まえて、予算の最初の組み方等も十分、次回の小委員会で検討しながら決めていきたいというような思いをしておりますので、はい、わかりました。

吉田議長 他に質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
委員長様、御苦労さまでした。

それでは、報告第22号は、原案のとおり承認していただいて、決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの聲がございましたので、報告第22号、第4回及び第5回議会の議員及び農業委員会の委員の任期等検討小委員会については、承認することに決定いたしました。

次に、協議第29号、使用料、手数料等の取扱い(その1)についてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、9ページをお開きいただきたいと思います。協議第29号、使用料、手数料等の取扱い(その1)について。使用料、手数料等の取扱い(その1)について提出する。平成16年4月28日提出。3町合併協議会、会長、岩槻健。

協定項目3-(4)でございます。使用料、手数料等の取扱い。手数料についてでございますけれども、1番としまして、3町で差異のない手数料及び矢田川流域衛生一部事務組合の手数料については、現行のとおり新町へ引き継ぐということにいたしております。2番目に、3町で差異のある手数料については、新町における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担公平の原則から適正な料金となるよう合併時に統一を図るということにいたしております。

それでは、座って御説明をさせていただきたいと思います。事務事業の調整方針といたしましては、3町の合併協定項目の調整を行うに当たりまして、既に確認をさせていただいております6項目の基本原則があります。それは、まず1番目に一体性の確保の原則、それから住民福祉向上の原則、負担公平の原則、健全な財政運営の原則、行政改革推進の原則、それから最後に適正規模準拠の原則であります。ただいま提案されました協議第29号、使用料、手数料等の取扱いにつきましては、きょうは資料をつけておりますけれども、例えば11ページの資料でございますけれども、屋外広告物許可、それから鳥獣保護、狂犬病予防のような3町で差異のない手数料はさておきまして、10ページの住民基本台帳関係の住民票の謄本、それから印鑑証明、税の証明手数料、それから住民票等の各種証明書の発行や各種申請の手続等の3町で差異のある手数料、今、代表的なものを申し上げましたけれども、これらにつきましては混乱を来さないように一体化に努めまして、円滑にサービスが提供できるようにしなければならない。それには一体性の確保の原則と、住民が直接負担するものにつきましては、住民に負担不公平感を与えないように十分配慮するとともに、激変緩和にも配慮しつつ調整しなければならない。それが負担公平の原則などによりまして調整することになるかと考えております。

なお、資料をたくさんつけておりますけれども、本日、ちょっと一部差しかえで15ページ、16ページのものを会議の前に差しかえをお願いいたしましたと思っておりますけれども、御確認をお願いいたしたいと思っております。なお、17ページに養父市と朝来市の先進事例も添付させていただいておりますので、御参考に御判断いただければというふうに思います。以上でございます。

吉田議長 質疑を受ける前に、今、差しかえというのがあったんですが、どこに資料配られてますか。

藤原事務局長 済みません、前の席の方だけ配付漏れがあったようでございます。失礼しました。

吉田議長 皆さんはありますか。

では、差しかえの方、よろしく願いして、質疑を受けたいと、このように思います。協議第29号につきまして質疑のある方、挙手をお願いしたいと思います。

毛戸委員。

毛戸委員 失礼します。美方町の毛戸であります。手数料の2番のとこなんですけども、先程説明をしていただきました。住民負担に配慮し、負担公平の原則から適当な料金となるように合併時に統一を図るということなんですけど、これ、合併してから決めるということなんですけども、やはり決めるには基準というものがあるでしょうし、また手順などもあると思うんですけども、その辺、いま一度詳しく説明をしていただけますでしょうか。以上です。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 まず、調整の時期でございますけれども、合併時に統一を図るということで、今の考えでは17年3月1日をもって合併することにいたしておりますので、その3月1日の時点では調整を図ったものが必要だということで、それまでに調整を図ることにしております、作業的には。3月1日には統一したもので調整するという、それで合併をスタートするということになります。

なお、考え方でございますけれども、ここに書いてございますように、やはり住民の一体性の確保ですとか、それから負担公平の原則、これらの方針に基づいた調整になるということで御理解いただければというふうに思っております。

吉田議長 中村委員。

中村（治）委員 美方町の中村でございます。合併時に統一を図るということは当然、合併、3月1日の時点ではこれを調整しとかないかんとすることは理解できるんですけども、かなりの数があるわけですけども、3月1日までに誰が、いつ、どのような手法でいわゆる協議を整えていくのか。例えばの話ですけども、もう事務局でこれを整えていくのか、それとも例えば専門部会で当然議論せないかんとしますし、その後、幹事会なり町長・議長会なりで協議を整えて、もう一遍この合併協議会にいわゆる返ってくるのか、その辺の手順をお伺いしたいと思うんです。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 この調整方針が確認されますと、具体的な調整といたしましては、分科会ですとか専門部会の方で、その作業に当たっていただく予定にいたしております。

なお、調整しましたものにつきましては、当然報告はさせていただきますけれども、最終的には3月1日時点での職務執行者の専決でスタートするということになります。

吉田議長 よろしいですか。

追加答弁があるようですので、事務局長。

藤原事務局長 それでは、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。今、手数料の関係につきましては、3月1日時点で職務執行者による専決ということを御説明させていただきましたが、これらはすべて条例化、条例の中で謳う内容でございますので、そういう例規に関するものにつきましては、今申し上げましたように職務執行者の専決で、とりあえずはスタートするということになります。合わせて御説明をさせていただきたいと思います。

吉田議長 今の答弁でちょっと聞きたいんですが、要するにここの場では報告はしないと、するんですか、しないんですか。

藤原事務局長 報告はさせていただきます。

吉田議長 ただ、協議や確認はしなくていいということですね。

藤原事務局長 そうですね。

吉田議長 ということですね。

以上、そういうことで答弁してます。

他、質疑ございますか。

〔質疑なし〕

吉田議長 では、意見等ございましたら。

ございませんか。

石垣委員。

石垣委員 村岡の石垣です。意見というよりも確認ですけども、協議として提案されておりますのは、負担公平の原則ということをご皆さん了解してくださいよと、幹事会等で決めます、それでその結果を報告させていただきますと。だから後は任せさせていただきますよという理解でよろしいですか。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 ここでは調整方針の確認をしていただくということが本意でございます、その後につきましては事務的に分科会ですとか専門部会、最終的には幹事会で、それをまとめさせていただくということになります。調整の方針といたしまして、先程この事務事業の一元化に当たって6つの原則を御説明をさせていただきましたが、この手数料につきましては、その内の一体性の確保と、それから負担公平の原則が基になるだろうという判断で、これらを基準に調整をさせていただくことになります。

失礼しました。幹事会等ということを申し上げましたが、最終的には当然3町長さんの最終的な御判断を仰ぐことになります。以上でございます。

吉田議長 いいですか、石垣委員。要は石垣委員の言ったとおりだと思うんですけど。何かいろいろ説明されておりますけど、要は、まずこれを基に専門部会で協議をし、町長に最終的に報告し、承認を得て、ここで報告すると、報告ですからね、そして最終的には専決でいくということですね。そういうことですね。そういうことで確認したいと思うんですけど、今の石垣委員の再確認という意味で。

じゃあ会長の方から。

岩槻会長 既に局長が答弁しておりますが、やはり事務局はいろいろな周辺の調査もやっておりますし、先例も勉強しておるわけでございまして、そういった中で負担の公平ですからまちまちになるわけですから、上げる場合、下げる場合、いろいろなことが論議されるわけでございまして、それはやはり事務局がやってさっと提案するというものではございません。やっぱり私どもも責任があるわけでございますので、そういうこともやはり

報告を受けて、そこでまた論議し、最終的にはここで御報告申し上げて、逐一一本ごとになる場合も、とはなかなかならない、なり得ない部分もあるかも知れませんが、基本的な考え方を申し上げて、議長で承認の手続きをとっていただいて、そして実行すると、こういうことでございますので、そういうふうに御理解願いたいというふうに思います。

吉田議長 よろしいですか。

では、協議第29号については、確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、協議第29号、使用料、手数料等の……。

中村（暁）委員 議長、済みません、これだけちょっと。香住町の中村でございます。

今、会場がざわざわしておりますのが、専決でその条例等を決めていただいて、きちっとなるのはわかるんです。我々、合併協の委員として、この件に関しては提案されているここまですべてやってやっていくんだというようなことをそれぞれの委員が合併協の委員として確認をすればいいことだろうと。その後の関係については、じゃあすべて行政の方にお任せしておいて、何のチェックも要らないだろうかというようなところの部分があるもんですから、ざわざわしていると。手数料なもんですから、直接住民に影響があるというようなところがあるもんですからざわざわしている。そのあたりのところがどうなるんだろうかなというような不安があるもんですから、というようなところなんですね。そのあたりは専決処分をしてからという部分もわからんことはないんですけども、そのあたり、きちっとしたところがなければ具合悪いかと思うんですけど。手續上……。

吉田議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 そうしましたら、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

先程私が皆さんにお諮りしたのは、要するに、今もつと言えばチェックなしに、もう決まったことを報告したらいいということです。そのことを私は確認したわけですよ。ここでまた再度出てきたものをいろいろとああでもない、こうでもない、いや、ここは高あせえとか、安うせえとか、そういうことではないということです。だから、その辺をきっちり腹に入れていただいて、確認するんでしたら確認するということがお願いしたいんですけど、もしそれであかんというなら、言ってもらわんといかんと思うんですが。

暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

先程の答弁について、事務局長の方から補足するそうですので、補足をお願いします。

藤原事務局長 改めて御説明をさせていただきたいと思います。

本日、協議事項として御提案させていただいております使用料、手数料等の取り扱い、この関係につきましては、本日はこの調整方針について協議いただいて、最終的には確認をいただくこととなります。これを確認いただきますと、その調整方針に基づいて個々具体的な手数料についての調整を事務方で作業に入ります。その最終的な案は3町長さん方で、これでよしということになりますと、改めて協議項目のその他の協議項目で各種事務事業の取り扱いというのがございますが、その中には総務関係、企画関係、税務関係以下、各部署ごとの事務事業の調整の項目がございますので、そちらの方で改めてこういうふう調整しましたということの御提案をさせていただくこととなります。ただ、全部が全部ここで御提案ということになるかと申しますと、単純に事務的な関係につきましては御提案することにはならないと思いますけれども、住民の直接不利益を被るような関係については御提案をさせていただくことになろうかというふうに考えております。

吉田議長 提案をして、承認をもらうわけですね、確認を、最終的には1回はいろいろと意見が言えるということですね、そういうことですね。

という補足説明がありました。何か質疑あれば。

中村委員。

中村(治)委員 基本的には再度、この協議会に提案されるということで理解はしてるんですけども、さっきの答弁の中では、何かもう一旦これを確認をすると、そのままもう執行部サイドで決めていってしまうと。ただ本協議会では報告のみで終わるというふうに理解したわけでございます。ということになりますと、基本的にはこの条例については専決条例ですので議会も審議する場がないと。そうすると、住民の民意というものがどこで、建前であってもどこで反映されるのかという思いがあったから、こういう質問をさせていただいたということでございますので、その辺を意をお酌み取りいただきまして、御理解を賜りたいと思います。

吉田議長 岩槻会長。

岩槻会長 今、御質問ございましたが、いずれにしても住民の、何といいましよう、負担ということになるわけでございますので、我々も慎重にやらさせていただきます。そして、

事務局で調整をやります。それを町長等でまたその結果を判断をいたします。そして御報告させていただきますので、そういうふうに御理解願いたいと思います。この合併の手法が、通常は条例、規則、そういうことで決めていくわけですから、特に条例は通常の自治行政では議決が必要でございますし、規則は、これは町長の範疇で規則を定めて議会に報告すると。そしてやはり条例上は公告、告示しなくては効力が出ない、規則は。そういう自治法上のシステムになっておるわけでございますが、合併については何せ各町の条例がすべて違うわけですので、それをどう調整するのかという手法がこういうふうになっておる点を是非御理解願いたいというふうに思います。

吉田議長 そうしましたら、最終的にはこの方針のもとに事務サイドで調整し、町長会で確認され、そして最終的に報告をした中で、ここで承認すると。承認ですよ、違うんですか。(発言する者あり)協議事項として提案するわけですから、だからきょうの原則はまず確認せないかんわけですね、この原則の基に。そして、それを基に事務サイドで調整すると。その調整したのを最終的には町長の承認を見て、それを基に、また新たに協議事項として上げてくるということでしょう、協議事項として上げてくるわけですよ。そしてそこで確認されるということですね。そういうことですね。そういうことで流れを整理していきたいと思いますんですけど、これについて、このように流れで確認させてもらっても結構でしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 そうしましたら、29号につきましては、確認することに決定いたしました。続きまして、協議第30号、補助金、交付金等の取扱いについてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、18ページをご覧いただきたいと思います。協議第30号、補助金、交付金等の取扱いについて。補助金、交付金等の取り扱いについて提出する。平成16年4月28日提出。3町合併協議会、会長、岩槻健。

協議項目3-(6)でございます。補助金、交付金等の取り扱い。補助金、交付金等については、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、次のように調整する。1番目に、同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、合併後1年以内を目途に統一の方向で調整する。2番目に、独自の補助金等については、従来からの経緯及び実情に配慮し、新町において均衡を保つよう調整する。3番目に、整理統合できる補助金等については、統合、廃止するというところでございます。

それでは、失礼ですけど座って御説明をさせていただきます。まず、1番目に上げてお

ります同一あるいは同種の補助金等についてはという関係でございますけれども、これらの調整方針に係ります団体補助の主なものとして考えられますのが、例えば資料につけておりますけれども、区長協議会、それから防犯協会、いずみ会、愛育会、それから社会福祉協議会、老人クラブ、商工会、婦人会、体育協会、文化協会、これらのものがこの調整方針によって調整を行うということになるかと思っております。

それから次に、独自の補助金等については従来の経緯及び実績に配慮しという調整方針でございますけれども、この調整方針にかかわる補助金になりますと、3町がこれまで地域性を生かした特色ある産業の振興策として推し進めてきた農林、畜産を初め水産関係の事業が中心になるかと思っておりますけれども、その主なものとしたしましては、有機の里推進対策事業費補助金等、畜産に関する補助金ですとか棚田保全活動補助金、優良肉用雌子牛の保留対策事業費補助金、それから水産加工業経営安定事業補助金等、香住町における水産関係事業に関する補助金等が考えられます。

次に、3番目の整理統合できる云々の関係でございますけれども、これにつきましては、目的が同じような補助金については統合したり、その目的が達成され、役目を終えたような補助金については、この際廃止の方向で調整されることになるかと考えております。

いずれにいたしましても、以上の調整方針が確認されますと、それに沿って補助金一つ一つについて具体的な調整を図ることになるかというふうに考えております。

なお、19ページからそれぞれ3町が現在行っております補助金、交付金等の名前、それから16年度の予算ということで3町の状況を載せております。この中で、例えば畜産、棚田関係と言いましたのが、やはり村岡、美方中心の事業になるかと思っておりますし、水産関係については香住中心の補助金になるかと思っておりますが、それらについては、ただいま申し上げました調整方針に基づいて、調整することになるかというふうに考えております。

さらに、25ページには養父市、朝来市、丹波市の例を載せさせていただいておりますけれども、特に養父市の場合におきましては、本合併協議会が考えております調整方針と同じような調整方針で、この作業を進めていたという状況でございます。以上でございます。

吉田議長 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。協議第30号について質疑のある方は挙手をお願いいたします。

中村委員。

中村(治)委員 美方町の中村です。この中で2の独自の補助金については新町において均衡を保つよう調整する。3、整理統合できる補助金等については統合、廃止する。確かに言うは易くなわけですが、これは非常に困難な作業となることが予測されるわけ

でございます。先進事例としては、具体的に多分委員会を設けると思うんですけども、どのような委員会で、どのような基準で、いつ頃までに調整するのか、この辺、もし分かっておれば教えていただきたいと思います。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 具体的に先進事例というような情報は特に持ち合わせておりませんが、最初に上げております合併後1年以内を目途にという関係につきましては、合併後に今言われましたような委員会ですとかというものが必要なものもあろうかと思いますが、この関係につきましては、やはり首長さん方の政治的な判断によるものが多分にあるかというふうに考えておまして、その辺が委員会等で協議されるものと首長さんで政策的に御判断いただくものと分かれようかというふうに考えております。なお、合併時ということになりますと、やはり現在の事務方である程度調整を出しましたものを最終的には首長さん方に、ある程度政治的な御判断をいただきながらまとめさせていただくことになろうかというふうに考えております。

吉田議長 他に質疑ございませんか。

中村委員。

中村(治)委員 美方町の中村です。確認だけしておきたいんですけども、1年以内を目途にということですので、基本的には17年度については従来どおりの補助金でいくということだと思いますし、それから今、首長の政治判断に委ねるといようなことを答弁があったわけですけども、現実に新しい首長さんが、これ、できるんですかね、委員会設けずに。私は非常に難しいと思うんですけども、その辺、再度御答弁いただきたいと思います。

吉田議長 岩槻会長。

岩槻会長 これ、お説のところがあると思います。この中を見ていただきますと、それぞれ国の補助を取り入れてやっとする事業、あるいは単独の事業、いろいろあるわけございまして、継続事業で国庫補助等でやっとするものは、どうしてもこれは継続せざるを得ないというものもあるいは出てきましょうし、特に単独でやっとする事業が1年以内と言いながらいくのかどうか、これ実際調整を事務局でやり、政治判断ということが適当な言葉かどうか、ありますが、なかなか難しいものも出るのかということをお思いますね。具体的に私自身が体験しておるのは、私のところは通学費が、10小学校を3校にした、そこで距離が遠くなる、町営バスを走らせた、教育バス。しかし大変だということで今度は公共

機関のバスに変えた。そのかわり通学費は行政で負担をするということがずっともう続いてきておるわけですが、他の町ということと比較してみると、やっぱり違いもある。その辺が1年でできるのか、大きなあれでもございましょうし、これは大いに事務ベースの中でも論議をしていただき、そして我々もやっぱりどういう道が、では先程言われましたように、いつ、どう持っていくのかと。1年ではいけないけれども2年で持っていくものも出るかもわからない、時によれば。これはここで私が一人判断できる問題でもございせんし、時によればそういうことが各町、事務方も議会に報告する、各町の議会はまたどうい御意見が出るのか、いろいろなケースが出るではないかなあとと思いますが、やっぱり、しかし、合併する以上は、ある程度の目標を持ってやらないといけないというふうに思っていますので、是非その辺は、きょうのところは一つのこういう基本方針というところで御理解を願って、またこういう全体会になりましょうか、そういうところでも経過もまた報告するというような形でお願いしたいなあと思うわけでございます。

吉田議長 谷淵委員。

谷淵委員 村岡町の谷淵ですけど、この補助金の例を見ますと、各町それぞれの産業の特徴があらわれとると思うんです。そのものが1年以内ということは、私は限定すればかなり問題があるように思うんで、委員をつくってやるということもええけど、この1年以内ということも、もう少し幅を広げた考え方の中でやっていかなかったら、今進めているそれぞれの各町の産業の考え方がちょっと変わってくると思うんです。その辺のところをひとつ、3町長でとおっしゃるけど、もう少し補助金に対しては真剣な取り組み方をしてもらわなかったらいけないというふうに私は考えます。

吉田議長 岩槻会長。

岩槻会長 これは、ここにも1番に出ておりますように、同一あるいは同種の補助金等については関係団体等の理解と協力を得て合併後1年、ですから同一あるいは同種というようなことでもございますが、これは多少中身が各町違う場合もありましようが、目標、目的が一つでございますから、やっぱり、そういうふうに調整をやっていかないと、5年でも6年先でもええだということではやっぱりいけないわけでございますので、単独事業もありますし、いろいろありますけれども、ある程度合併した以上は、どうもそんな5年先だなんて言っとることなくて、時によれば2年からもあるかもわかりません、3年になるか。だけど、いずれにしてもいわゆる限度というものも、きちっと3町なら3町で持ってやらないといけないなあとというふうに思いますので、きょう御意見いろいろ他の方もお願いだというふうに思います。まあまあ慎重にまたそういう点は検討をやりたいというふうに思います。

吉田議長 谷淵委員。

谷淵委員 村岡町の谷淵ですけど、その辺をやはり曖昧でなくして、調整はしなければいけないという原理はわかるんです。しかし先程、繰り返すようですけど、それぞれの町の産業の特徴が補助金にかなりあらわれておりますのでね、だから5年先に待ってくれとは申し上げませんが、やっぱり1年でなく、先程会長が申されたようにね、十分理解をした上の中で、やっぱり1年、2年でなく、3年ぐらいかけてでも御理解を得られる方が、私は産業振興においてはいいんじゃないかなという感じがしますので、付け加えて申したいと思います。

吉田議長 藤原委員。

藤原委員 今、谷淵委員の御意見にも基本的には同感ですが、この今、事務局が提案しておりますのは、1年以内を目途とするのは、説明もありましたように婦人会とか老人会とかというふうな共通の団体に対する補助が中心のもの、こういうものについてはできるだけ、どの地域にあっても同じような形で支援をすることがいいんじゃないかという考えの基に、且、絶対1年というふうに、1年以内を目途にということで、どうしても調整ができないものは例外的に2年かかるというふうなこともあると思いますし、また、あってもやむを得ないというふうに思います。谷淵委員の言われるような産業政策は、ここで言っています2番の独自の補助金に当たるもの、この部分は画一的に早く公平性をというよりも、新町における地域発展のためにどうしたらいいかという観点から考える必要がありますし、また、例えば農業対策にこれだけ出したから水産対策にこれだけというふうな格好で、一つの物差しでなかなか判断しがたい部分があると思います。また、これらについては2番に書いてありますように、従来の経緯だとか、その産業の実態等を考慮して、最終的にはその産業の振興が図れるという観点から財政力との見合いの中で支援をするということにすべきではないかと思えますし、この原案はそういう考え方の基になされていると思えますので、最終的には谷淵委員さんの言われているものも、ここに入っているというふうに御理解いただけたらいいんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

吉田議長 他、質疑ございますか。

本城委員。

本城委員 美方町の本城です。私はちょっと違ったことを申し上げて、失礼な部分が出てくるかもわかりませんが、この補助金等につきましては、今ざっと見ますと200を超える補助金があるわけですね。もちろん先程から説明をいただいておりますので、その点については十分理解はしておりますが、いざ合併をして、新しい首長にこれを皆委ねてい

くというふうなことでなしに、3町合併すれば3人の首長さんが、今、自分たちがどこで線を引いて政治判断をするのかというところを考えていただきたい。恐らく、これらの補助金の中には、首長さんが立候補するとき公約、あるいは当選してからもいろんなことで仕事をしていくのに仕方がないなあというふうな形の中での補助金もあろうかと思うんです。それをやはり来年3月1日で合併するとするならば、その時点までにある程度、自分で責任を持った線を引いていただきたい。それでないと、次の首長さんが大変だなあというふうな思いがするんですけれども、これはただ希望的なことになるかと思いますが、私はそういうふうに思います。

吉田議長 岩槻会長。

岩槻会長 御意見の御趣旨もよくわかるわけでございます。この辺は3町の首長さんで十分また、意思統一といいましょうか、確認もしたいというふうに思います。

吉田議長 他、質疑ございますか。

石垣委員。

石垣委員 村岡の石垣です。先進例を見ますと、養父市の場合は前段のところ全体を通じて平成16年度までと、1年ですね、いうことにしてあるんですけども、当協議会の場合には前段にはそういう1年ということは謳っていないと。従って、1の同種の補助金、関係団体等の理解と協力と云々で、これだけが1年と。それから2の独自の補助金についてはいろいろな経緯があるわけでして、新しい町の事業といえますか、行政方針に従って、新しい観点で施策というものがまた出てくるのではないかと。ただ、これは新町において均衡を保つよう調整する、いつの時点まで調整するのかというのが謳っていないと。これ非常に難しい問題であろうというふうに思うんですが、少なくとも3年ないし5年というのが切れればというふうな感じがするんですが、いつまでもだらだらするのかどうかという問題があるんじゃないかなあというふうな思いをしております。以上です。

吉田議長 そういう含みについてはどういうふうに。

会長。

岩槻会長 養父市を見ましても、これは朝来市ですか、それから丹波市、大体やっぱり同じようなことが皆、1、2、3で言われておるわけでございますので、また我々も実際スタートしておる、年数を積んでおるとこもあるわけでございますから、よくその辺は研究もやりたいというふうに思います。

吉田議長 他、質疑ございますか。

〔質疑なし〕

吉田議長 では、先程意見も質疑も一緒になっというんですけど、他に、これはということがあればお聞きしたいと思うんですが。

ないようでしたら、一言、私の方から。

先程、本城委員も言われとったんですが、基本的に先送りせずに、やはり難しいとは思いますが、やはり3町の首長がある、もっと言えば、それぞれの事情を十分知っておる方がおるから、逆になかなか切れないというところもあろうかと思えますけれど、やはり基本的にはこれをそのまま持っていくということになれば、かなりの膨らみも出てくると、このように思いますので、やはり英断をもってするべきときにはするということの中で、基盤としては、もう既に合併するまでに、もうそれぞれが手掛けていくべきではないかと、このように本城委員も言ったんじゃないかと思うんですが、その辺十分にやはり考慮していただきたいなあ。例えば、それぞれの独自の施策等でありますので、その場合はやっぱりきちっとしていただきたいなあという思いがあって、じゃあこれをすべて先送りにするということではいけないと、このように思いますが、どうでしょう。

岩槻会長 いずれにしても、今いろいろ御意見が出ておるわけでございますから、これらを我々も集約して、さらに論議を深めていきたいと、こういうふうに思います。

吉田議長 一つ皆さんにお諮りしたいんですが、お聞きしたいんですが、要するに今の繋がりなんですけど、整理統合できる補助金等については統合、廃止するというふうになっというんですけど、基本的には事務方などでもこの辺をしていくということなのか、やはり、それはもうしていかないのか。そうすると基準的なものも必要になってくるしというふうな思いもしたんですけど、その辺どうでしょう。

藤原事務局長 1番の、特に関係団体等の関係につきましては、これまで公共的団体の扱いについての調整方針を先だっていたところでございますが、例えば今3町にそれぞれある団体の一つにするような御確認をいただいたわけでございますけれども、そういったこと等をにらみながら、この補助金についても考えていかななくてはならないと。それぞれ今、3町がそれぞれ補助金を出しているものを、今度は団体が一つにまとまれば当然一つでいいわけですし、その額の関係が3つ足したものになるかどうかは別にしまして、そういった方法も一つあるということでございます。

吉田議長 何回も済みませんが、3番の部分で、要するに整理統合できる補助金等に

については統合、廃止するという基本原則は、これは間違いないことだと思うんですが、これをもっと言えば、具体的に言えば、今の作業部会の中でもやっていかれるのかどうかということです。

藤原事務局長 失礼しました。ちょっと取り違えておりました申しわけございません。この関係については、今、具体的にこの補助金については統合、廃止するというようなことはちょっと差し控えたいと思いますけれども、ある程度はやっぱり事務方で進める中で最終的な御判断を首長さんをお願いすることになるかというふうに考えております。

吉田議長 他、質疑ございますか。

ございませんか。

ちょっと最後、確認だけしたいんですけど、先程言ったように、先程の手数料云々については最終的にチェックできたり、また意見言わせていただける部分はあるんですが、そういう場もあるんでしょうか。

藤原事務局長 先程手数料のところで、最後に改めて御説明させていただきましたが、この補助金等に関しましても、こういう調整方針に基づいて調整するというこの内容は協定項目、事務事業の一元化の中で改めてお示しをさせていただいて、最終的には確認いただくということになります。

吉田議長 以上、いろいろと質疑、意見を聞きましたけれど、他にないようでしたら、これで打ち切っていきたいと思いますが、よろしいですか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、質疑、意見を打ち切りまして、協議第30号につきましては、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がございましたので、協議第30号につきましては、確認をすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。15分まで休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を再開いたしたいと、このように思います。

続きまして、協議第31号、地方税の取扱い(その2)についてを議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 26ページをお開きいただきたいと思います。協議第31号、地方税の取扱い(その2)について。地方税の取扱い(その2)について提出する。平成16年4月28日提出。3町合併協議会、会長、岩槻健。

協定項目2-(7)地方税の取扱いでございます。1番としまして、地方税の税率等の取扱いについては次のとおりとする。(1)国民健康保険税について。その中で医療分でございますが、1番として賦課方式は現行のとおり新町へ引き継ぐ。2番目に賦課割合は標準割合を基本に、低所得者に配慮して新町の運営協議会において検討する。3、保険税率は新町における医療費に見合う税率を定める。ただし急激な負担増加としないため、平成19年度までは不均一課税を実施する。4、賦課限度額は現行のとおり新町へ引き継ぐ。

次に介護分でございます。1番として賦課方式は現行のとおり新町へ引き継ぐ。2番目に賦課割合は標準割合を基本に、低所得者に配慮して新町の運営協議会において検討する。3番目に保険税率は新町における介護納付金に見合う税率を定め、平成17年度から統一する。4番としまして賦課限度額は現行のとおり新町へ引き継ぐ。

大きな2番としまして、納期については次のとおりとする。国民健康保険税については、村岡町の例によるということにいたしております。

引き続き御説明をさせていただきたいと思っております。座らせていただきたいと思います。まず医療分の賦課方式は現行のとおり新町へ引き継ぐという関係でございます。まず医療分について御説明いたしますと、保険税の賦課総額の配分方法につきましては、地方税法第703条の4の規定により、4方式、3方式、2方式という基準が定められております。因みに4方式といいますが所得割、資産割、均等割、平等割を対象とするものでございます。現在の3町におきましては、いずれの町も今御説明しました4方式を採用しておりますので、賦課方式につきましては現行のとおり新町へ引き継ぐものであります。因みに香住町では資産割の算定基準に現在償却資産分を加味しておりますけれども、この際、土地、家屋を資産割の対象とすることに調整をしております。

2番目に、賦課割合を標準割合を基本に低所得者に配慮して新町の運営協議会において検討する内容のものでございます。賦課割合につきましては、所得割、資産割を対象とします応能割を50%、それから均等割、平等割を対象とする応益割50%の標準割合を基本にしまして、低所得者に配慮して新町の運営協議会において検討することとしておりますが、因みに低所得者に配慮してとなりますと、一般的な考え方といたしましては所得割、資産割が対象となる応能割を引き上げる措置を講じることとなります。

3番目に、保険税率は新町における医療費に見合う税率を定める。ただし急激な負担増

加としないため、平成19年度までは不均一課税を実施するものでございますが、国民健康保険税は、その年に必要とされます医療費から、国等からの補助金と被保険者、要するに皆さんが病院でお支払いになる一部負担金を差し引いた額で決まりますので、保険税率は新町における医療費に見合う税率を定めることにいたしております。

また、税につきましては、合併特例法第10条の規定に基づきまして、地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく均衡を欠くと認められる場合におきましては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限りまして不均一の課税をすることができるとされております。その中で調整方針としましては平成19年度までの3年間に限り不均一課税を実施するというものでございます。

次に、資料としまして29ページに国保税の試算及び基金保有額試算例というものを付けておりますが、この資料の税率算定に用います基礎数値につきましては、推計が困難なために世帯数、被保険者数、所得割対象額、資産割対象額等につきましては平成15年度の数値を据え置くとともに、賦課総額についても過去の実績から推計しまして7億円を見込み、さらには賦課割合につきましても応能割50%、応益割50%の標準割合をベースにした試算となっております。

その中で、パターン1でございますけれども、現在、3町間で税率に大きな差がございますので、合併時の税率を不均一賦課により段階的に調整する考えの基に、4年後の平成20年度に統一するものであります。しかし、この間は基金の充当による激変緩和措置を考慮した額になっておりますので、平成20年度の基金を充当しない国保税は1人当たりの額が10%余り増となっておりますけれども、この試算によりますと平成20年度には基金が約2億5,000万円造成されることになりまして、将来に備えることができることになろうかというふうに思っております。

一方、パターン2でございますけれども、国保税を3年間据え置くことになりまして、多くの基金を充当し、国保税は抑えられますけれども、平成20年度には急激な増加となり、基金も約4,800万円と少額になるケースであります。従いまして、この表は二者択一のものではなく、いわば一つの例として、これらのパターンで示す範囲内でいかに税を抑制し、基金をできるだけ残すことがよいかを判断しなければならないわけでございますけれども、このことにつきましては新町の国民健康保険運営協議会において医療費に見合う税率を算定することになるだろうと考えております。

次に、4番目の賦課限度額は現行のとおり新町へ引き継ぐという内容のものでございます。これにつきましては、国民健康保険の施行令の規定によりまして、基礎賦課額は53万円を超えることができないものであることとなっております。現在、3町では53万円としておりまして、賦課限度額は現行のとおり新町へ引き継ぐとするものでございます。

次に、介護分になりますけれども、御案内のように40歳以上65歳未満の方は介護保険の第2号被保険者となりまして、従来の医療分に介護分を加えたものが国民健康保険税

として賦課されることとなります。 としまして、賦課方式は現行のとおり新町へ引き継ぐという関係でございますが、これにつきましては医療分と同じ現行の4方式により新町に引き継ぐものでございます。2番目に、賦課割合は標準割合を基本に低所得者に配慮して新町の運営協議会において検討する内容でございますけれども、これにつきましても医療分と同じく応能割、応益割の標準割合による考え方でございます。 の保険税率は、新町における介護納付金に見合う税率を定め、平成17年度から統一するというものでございますが、保険税率は新町発足時、つまり平成17年3月の1カ月間につきましては事務効率等を考慮して不均一としますけれども、平成17年度から統一するというものでございます。それから、次に4番目の賦課限度額の関係でございますけれども、賦課限度額につきましては医療分と同じく、法の定めによりまして介護納付金賦課額は8万円を超えることができないものということになっておりますので、現在、3町が採用しております8万円、その賦課限度額を現行どおり新町へ引き継ぐということにいたしております。

最後に納期の関係でございますけれども、村岡町の例によるということにいたしております。美方町、香住町での納付月及び納付回数は、5月、7月、9月、11月、1月の5回となっておりますけれども、1回当たりの納付金額をできるだけ少額にするために、村岡町の例によるということで年6回で納付していただくようなことを考えております。

なお、資料でございますけれども、27ページが3町比較の賦課方式、それから賦課割合、これは医療分、介護分ともに載せておりますけれども、現在の状況でございます。賦課限度額につきましては、先程御説明しましたように、医療分が53万円、介護分が8万円ということで、それぞれ3町同じ額で現在実施しております。

それから、28ページの関係でございますけれども、これは平成8年度から平成14年度までの3町の国民健康保険の被保険者、それから国保税、療養諸費等の推移でございます。真ん中あたりに世帯当たりですとか1人当たりのそれぞれの税額を記入させていただいておりますので、推移をご覧いただきたいと思っておりますし、右端の方にはそれぞれ年度末現在の国保の基金残高を上げさせていただいております。なお、3町のこの平成14年度の療養諸費につきましては、制度改正によりまして11カ月分の数値でありますので、念のために申し添えておきたいと思っております。

なお、30ページには4市の調整方針の内容ということで、御参考までにつけさせていただいておりますが、養父市、朝来市、丹波市、豊岡市の例を添付させていただいております。以上で御説明を終わらせていただきます。

吉田議長 説明は終わりました。

次に、質疑に入りたいと思っておりますが、質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 質疑がないようですので、次に御意見等ございましたらお受けしたいと、こ

のように思います。

御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ないようですので、協議第31号は、確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がありましたので、協議第31号、地方税の取扱い(その2)については、確認することに決定いたしました。

続きまして、協議第32号、国民健康保険事業の取扱いについての件を議題とし、事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、31ページをご覧くださいと思います。協議第32号、国民健康保険事業の取扱いについて。国民健康保険事業の取扱いについて提出する。平成16年4月28日提出。3町合併協議会、会長、岩槻健。

協定項目3-(9)国民健康保険事業の取扱いでございます。1、出産育児一時金については、現行のとおり新町に引き継ぐ。2、葬祭費については、現行のとおり新町に引き継ぐ。3、出産育児一時金貸付金については、香住町の例により兵庫県国保連合会に委託して実施する。

この関係につきましては、資料32ページをご覧くださいと思います。32ページでは、3町の現況を載せておりますけれども、まず出産育児一時金でございますが、美方町の例を載せておりますが、村岡、香住両町におきましては美方町さんと同じということで省略をさせていただいております、特に支給概要の1番にありますように、その世帯の世帯主に対し1児当たり30万円を支給するという内容が同じでございますので、現行のとおり引き継ぐということでございます。

なお、葬祭費につきましても、3町が5万円を支給いたしております、これにつきましても3町差異がございませんので、現行のまま引き継ぐことにいたしております。

次に、出産育児一時金貸付金でございますけれども、これは3町の中で美方町さんについては該当はなしということになっておりますけれども、あと村岡、香住町で実施されておりますけれども、運用形態といたしまして、村岡町さんの場合、町単独でこの制度を運用しておられますけれども、香住町の場合は兵庫県の国保連合会に委託しているというようなことがございまして、この件数等を勘案する中で、香住町の国保連合会に委託するという調整方針を出させていただいております。

次に、33ページにつきましては、養父市、朝来市、丹波市のそれぞれの調整方針の内容を御参考までに添付させていただいております。以上で御説明を終わらせていただきます。

吉田議長 説明は終わりました。

次に質疑に入ります。協議第32号について質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

吉田議長 ないようですので、御意見等ございましたら、お伺いしたいと思います。ないようでございますので、これで質疑、意見を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 そうしますと、協議第32号につきましては、確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしと認めます。従いまして、協議第32号は、原案のとおり確認することに決定いたしました。

続きまして、協議第33号、介護保険事業の取扱いについてを議題といたします。事務局長に朗読と説明をさせます。

藤原事務局長 34ページをご覧くださいと思います。協議第33号、介護保険事業の取扱いについて。介護保険事業の取扱いについて提出する。平成16年4月28日提出。3町合併協議会、会長、岩槻健。

協定項目3 - (10) 介護保険事業の取扱い。1番としまして、介護保険事業計画については、合併当初においては旧町の集合をもって新町の計画とし、平成17年度に新町としての次期運営期間における介護保険事業計画を策定する。2、介護保険料独自減免事業については、減免内容は村岡町の例により合併時に統一し、基準については合併時までに調整する。3、美方町が実施している保険料市町村間格差解消事業については、第2期介護保険事業計画運営期間中であり、現在の計画の最終年度である平成17年度まで継続して実施する。4、社会福祉法人等による利用者負担額減免措置事業については、美方町、村

岡町の例により統一する。5、保険料の納期については香住町の例により統一し、保険料については平成20年度まで不均一賦課とする。

次に、御説明をさせていただきたいと思います。まず1番目の介護保険事業計画云々の関係でございますけれども、この内容につきましては、35ページにそれぞれ3町の現状を載せております。現在の介護保険事業計画につきましては、第2期の計画といたしまして、平成15年度から始まり平成19年度までの5カ年計画として運営中でございます。3年ごとに計画の見直しをすることになっておりまして、第3期の計画期間であります平成18年度から22年度までの5カ年計画を平成17年度中に見直しをすることになっております。従いまして、合併時に新町の計画を新たに策定することは行政的負担が大きいこと、介護保険事業の運営に差異がないこと等によりまして、旧町の計画の集合をもって新町の計画とすることにいたしております。因みに、原則論といたしましては、合併時には旧町の計画を廃止し、新町の新たな計画策定することが基本になっておりますけれども、新町の老人保健事業、介護サービス基盤の整備の進め方に大きな変更がない場合は旧町の計画の集合をもって、新町の計画とすることができるようになっております。

2番目の介護保険料独自減免事業の関係でございますけれども、現在、介護保険料の独自減免措置としまして、資料の関係につきましては36ページでございますが、まず生活困窮、それから生活中心者が特別な事情により収入が激減した場合、3番目に災害等、4番として刑事施設への収監がありますが、これらの減免措置の適用については3町間で多少ばらつきがございますので、すべての項目を制度化されております村岡町の例により、合併時に統一することにいたしております。

3番目に保険料市町村間格差解消事業の関係でございますけれども、この関係につきましては、37ページに資料をつけさせていただいております。現在、本事業は美方町のみが実施されておまして、第1期、すなわち平成12年度から平成14年度の保険料月額で言いますと3,512円が2,706円に、その差が806円、22.9%。それから第2期、平成15年度から17年度につきましては保険料月額が3,889円のところが3,100円に、789円の差がございます。20.3%になるとは思いますけれども、これらの減免措置がなされております。そのような中で合併を機に3町間統一の方向性も考えられるわけでございますが、現在、第2期介護保険事業計画の運営期間中でもありますので、期間の最終年度でございます平成17年度まで、継続して実施することにいたしております。因みに第2期、この15年度から17年度までの月額の介護保険料でございますが、美方町の場合、先程申し上げましたように3,889円のところが3,100円、それから村岡町が2,880円、香住町が2,400円ということになっております。

4番目の社会福祉法人等による利用者負担額減免措置事業の関係でございますけれども、本事業につきましては、介護保険制度施行時の国の激変緩和措置でありますことから、制度が施行されている間は継続して実施したいと考えております。なお、基準を明確にする観点から、生活保護基準との整合性を考慮している村岡町さんの例により統一することに

いたしております。

それから、5番目の保険料の納期の関係でございますけれども、条例で定めます事項といたしましては納期、保険料段階設定、基準所得金額の設定等がございますけれども、これらの事項については次のとおり調整することといたしております。まず納期につきましては、回数を減らすことは適切でないと判断いたしまして、国民健康保険税の納期との重複を避け、4月、6月、8月、10月、12月、2月の6期と定める香住町の例に統一することにいたしております。

保険料についてでございますけれども、新町におきます介護保険料は均一賦課を原則としますが、平成14年の6月に老健局介護保険課より介護保険料の不均一賦課について事務連絡がございまして、3町間で保険料と基金残高に著しい格差があり、合併時に均一賦課を行うことは著しく均衡を欠くことになるため、経過措置といたしまして、平成20年度まで不均一賦課を行うこととするものであります。因みに、平成14年度末の基金残高でございますけれども、美方町で500万円、村岡町で約620万円、香住町で約9,600万円でございます。

それから、3番目でございますけれども、段階設定、基準所得金額の設定につきましては、旧町の介護保険事業計画の集合をもって新町の計画とするために見直しは行わないということにさせていただいております。

なお、先進市の例といたしまして、39ページに御参考までに養父市、朝来市、丹波市の例を添付させていただいております。以上でございます。

吉田議長 説明は終わりました。

質疑に入りたいと思いますが、質疑のある方、挙手をお願いいたします。

上田委員。

上田委員（代理） 美方町の上田でございます。今、協定項目の説明を事務局がされたわけですが、是非とも3項につきましてはお認め願いたいと、このように考えるわけでございます。

それからもう1点につきましては、保険料の不均一課税の問題でございます。この不均一につきましては、3町合併後の状況によって、そのシミュレーションで保険料を算定をして、それに対する保険料を支払いをしていくと。それに対して香住町さんの方が2,400円と非常に低いわけでございます。そういう不均一であるのか、それとも旧町単位でシミュレーションしたのものに対する不均一なのか、その辺の確認をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 詳細の御答弁になるかと思しますので、専門部会の方で答弁をお願いしたいと思えます。

吉田議長 専門部会長、答弁をお願いします。

田淵専門部会長 失礼します。美方町の田淵でございます。保険料の不均一でございますけども、当然17年度につきましては、先程の説明の中でありましたように、2期の介護保険事業計画であるわけでございますので不均一になるわけでございますし、それからその後の第3期の介護保険料につきましては、シミュレーションをいたしますと、村岡町、美方町につきましてはそう大きな差異がないわけでございますけども、先程の事務局長の説明の中にありましたように、香住町さんについたらかなり低い金額であるということと、それと、先程の中にありましたように相当の基金の差があるということの中での20年までの不均一課税ということで、専門部会の中で協議をさせていただいたところでございます。

吉田議長 上田委員。

上田委員（代理） 3期の保険料についてでございますが、これは3町を一つにした場合のシミュレーションであるのか、それとも各町単位の、旧町単位で算定したシミュレーションであるのか、その辺をお尋ねしとるわけでございます。

吉田議長 専門部会長。

田淵専門部会長 失礼しました。私の勘違いのようでした、介護保険事業計画についての新町での全体の事業をしたものでございます。

吉田議長 上田委員。

上田委員（代理） もう一度お尋ねします。3町でシミュレーションした額でもって、村岡、美方には課税をするということですね。香住の方は基金の残額、それから今までやっておる、課税しております額が相当低いということがありまして、激変緩和のために平成20年までの期間で調整をしていくと、そういうことですか。

吉田議長 専門部会長。

田淵専門部会長 おっしゃるとおりでございますして、新町の中で計画をして、事業計画

をして、村岡、美方についたら介護保険料については現在のものとそう差異はない、ところが香住町さんの場合においては、先程の金額の保険料が、申し上げましたようにかなり低いと。それらの激変を避けるために20年度まで不均一課税を実施するというものでございます。

吉田議長 朝倉委員。

朝倉委員 美方町の朝倉です。他のことはよくわかるんですけど、税金とか、こういうことは一切わからないんですけども、ただ単にこの表を見ると、僕は上田委員の言っとることと違うことを言ってるんかわかりませんが、香住町さんは非常に掛金少ないわけですね、これずっと。それでありながら基金はたくさんある。そして村岡、美方の場合は掛金が非常に高い。これが大抵、介護保険の何か非常にわかりづらいところなんだろうとは思んですけども、そういうところで、なぜそれが、20年までそれを引っ張られるのかなという、非常に激変緩和というのは非常に美方町あたりにとって都合のいい言葉みたいに今まであったんですけども、ちょっと都合が悪いような話でして、私としては、これは人口が多くて老人化のあれが、例えば低いと安いというようなことがあるのかどうかよくわからないんですけども、これが20年までこういうふうな形でいくということになると、何かちょっと釈然としない、一つの町になりながらというふうな思いもするんですけど、他のところは全部17年とかいうふうな格好で処理をしていきながら、ここだけ、なぜ、20年まで引っ張られるんかわからないんですけども、どなたか教えてください。

吉田議長 専門部会長。

岩槻会長 大事なところを言われとるんでね……。

吉田議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

専門部会長。

田淵専門部会長 確かに非常に4年間といいますと長いわけでございますけども、保険税のように1年1年医療費の見直しをして税率算定ということにならないわけです、介護保険料の場合は3カ年間ということの中の介護保険料が決まるわけでございます。2期が15、16、17年度の3カ年ということで2期になるわけですし、次の3期が18、

19、20年間ということになるわけですので、御理解をいただきたいというふうに思うわけでございます。

吉田議長 会長。

岩槻会長 私が思うのは、香住町さんは高齢化率が低くて介護認定者が少ない。そういうところから、介護医療費というか、そういうものが少ないからこういう基金が出てくる、低くておさまる。その調整を今やろうとする方針ではないの。どうですか。

吉田議長 専門部会長。

西内専門部会副会長 香住町の西内です。香住町の基金がたくさん余りましたのは、第1期、12年度から12、13、14年度なんですけども、今、村岡の町長さんが言われたように、要介護の認定率が低かったということがございます。制度がスタートするまでは大体平均で12から13%ぐらい予定しておったんですけども、ふたをあけますと8%台でスタートいたしました。そういうようなことで、3年間の給付率が大体75%ぐらいに終わったわけです。ですから計画の4分の3ぐらいで済んだものですから基金が余ったということです。それで、先程専門部会長が言いましたように、第2期が15、16、17年とあります。そういうことで17年までは各町の介護保険料で合併しましてもいうことで、17年は不均一ということになります。17年度中に18年度からの介護保険計画を立てますので、18、19、20が次の3年間の計画となります。17年度に立てたものが、18年度からとりあえず3町でシミュレーションして統一の料金に、2,900円だけ出ますよね、先程の出とった金額で出るんですけども、その金額を村岡町さんと美方町さんはその料金になります。ただ、香住町は今現在2,400円のものがいきなり2,900円になるもんですから、9,600万円の財源、一部は17年度までちょっと使いますけども、大体7,000万ぐらい余りますので、その7,000万円を使って20年までの期間の料金を下げるということに使いたいということで、そういうことで、そういう意味での不均一だということです。基金の残が出たのはそういう理由であって、香住町の場合は要介護認定が低かったということでございます。そういうことで専門部会では調整させていただいたということでございます。

朝倉委員 ありがとうございます。何となくわかってきました。最初、じゃあ香住町は取り過ぎとったということですか、人口の割にはね。そして美方町には年寄りが多過ぎることがこういう現象になるわけですな、はっきり言ってそういうことでしょう。それで、利用率ね、利用する人が多いかった、失礼しました。言い方を、ちょっとそこ、消しといてください。ということは、最終的には18年からはその差は結構少なくなってい

くということで理解していいんですね。そして20年からは一緒になると。18年の段階で、もうほとんどね。そういうふうなことであればいい。わかりました。

吉田議長 朝倉委員、続けてですか。

朝倉委員 ちょっと今、また思い出しましたけど、今まで香住で積み立てた基金を香住の人のために使うから、それでええと。なるほど。わかりました。みんなで使ったらあかんわけだ。香住は香住のことで使わないけんということ。了解です。

吉田議長 他、質疑ございますか。

中村委員。

中村（治）委員 美方町の中村です。美方3,100、村岡が2,880、香住2,400ですかね、これを不均一賦課としないためには、方法論として、一つには美方、村岡は合併時に基金を積んでいくと、これ多少の基金、美方町なら、例えば年間800万とすると2,400万ですかね、一つにはこの方法があると思いますし、もう一つの方法としては、これはあくまで方法論ですが、是非は別として、新町の一般会計から繰り出しをするという、これ以外に方法論があるのかどうかということと、一般会計から繰り出しするということはまかりならん、もう全く話にならんのかどうか、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

吉田議長 暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

上田委員。

上田委員（代理） 美方町の上田です。今、中村委員の方から質疑がありました件につきましてお答えさせていただきます。

中村委員の言われるのは、17年度については、平成17年度は2期の期間内ですので香住町さんが2,400、村岡町さんが2,800何ぼ、美方町は3,880何円ですね、それを美方町が800円ほど補てんをして3,100円にしておるわけなんです。これは17年については今の協定項目の3項によって新町から出してもらえるわけですが、17年度分については、18年度以降3年間につきましては、3町合併をした中で保険料の算定をしまして、その算定された額に基づいて村岡町、美方町、香住町、同じものを支払いす

るわけですが、ただ、基金の残が香住町さんは九千何百万があるわけですし、その基金を充当して保険料を下げていくということです。例えば美方、村岡にしましても、そのときに500万基金があれば、それを充当すればそれだけ下がっていくということになるわけですので、全部一緒なわけ、そういう判断でいいように私は考えておるんですけど、今までの説明からしますと。

吉田議長 岩槻会長。

岩槻会長 ようわかるんですが、すると今度は国保も若干そういうところが出てくることがございますから、余りここでそれをやると、ちょっと全体的なあれがありますから、うちも、では国保の基金は高いと。そこで税を今度はどうするのかということが出てまいりますから、御意見のほどはよく承りましたんで、総体的な中で、その辺はまたやはり調整をやらなくてはならないと、こういうふうに思います。

吉田議長 よろしいですか、中村委員。

1点だけちょっと確認したいんですけど、この納期について、いつもこの中に書いてあるんですが、今回書かなかった理由は何かあるんですか。何か納期については何とかの例によるっていう。介護保険でね、例えば地方税の取り扱いについてのときには、納期については次のとおりと、5番にあるのか。（「5番の頭に書いてある」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。申しわけございません、勘違いでした。取り消します。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、質疑、意見がないようですので、これで打ち切りたいと、このように思います。

協議第33号については、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議がないようでございますので、協議第33号については、原案のとおり確認することに決定いたしました。

次に、継続案件となっております協議第11号、新町の名称についてを議題といたします。

本日は、これまでに確認された選定基準により、新町の名称を絞り込むことにいたしておりますが、その手順等について改めて事務局に説明させます。

事務局長。

藤原事務局長 それでは、まず議案の関係ですけれども、40ページをお開きいただきたいと思います。協議第11号(継続)新町の名称について。新町名称の選定について協議する。平成16年4月28日提出。3町合併協議会、会長、岩槻健。

協定項目1-(3)新町の名称。新町名称応募結果に基づいて新町にふさわしい名称を選ぶため、別紙のとおり第1次選定を行うこととする。

41ページをご覧いただきたいと思います。ここに第1次選定におきます確認事項を書いておりますけれども、これは前回の協議会で一応御確認をいただいた内容でございます。多少重複的に聞こえる部分もありますけれども、御容赦いただきまして、改めて内容を説明させていただきたいと思います。

まず、投票の方法でございますけれども、300作品の全応募作品の中から各委員さんから3作品以内を投票していただきます。1枚の用紙に3作品書けるようになっております。それを集計しました結果、上位10作品を本日は選定させていただきたいというふうに考えております。2番目でございますけれども、投票は表記と読みをセットで投票することにいたしております。この関係につきましても、投票用紙にそのように表記と読みが記載できるように様式を考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。なお、投票は無記名といたします。4番目に、第1候補に記載されました作品は3点、第2候補は2点、第3候補は1点ということで計算をさせていただきます。5番目でございますが、集計の結果、第10位前後の作品が同点となり複数となった場合は、その作品の中から各委員が1作品を投票していただきまして、決選投票になるわけでございますけれども、その結果、上位の作品から第1次選定に10点まで加えさせていただきたいと思っております。

次に、2番に選定の観点でございますけれども、これは募集のときから書いてございますが、5項目ございます。説明は割愛をさせていただきたいと思います。

なお、第1次選定結果公表の方法といたしましては、10作品の名称を50音順に発表させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

吉田議長 朗読と説明は終わりました。

質疑に入りたいと思いますが、質疑ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

では、質疑がないようで……(発言する者あり)についての質疑や御意見があれば。

本城委員、ありますか。どうぞ。

本城委員 美方の本城です。この新しい町の名称につきまして、私は最初からいろいろ申し上げてきましたけれども、ことごとく潰されてしまいましたが、ただし、このことにつきましては完全になくなってしまったということではないように私は理解をしておるん

です。極端な話をしますと、出口で議論するのか、あるいは中ほどで議論するのか、あるいは入り口で議論するのかというふうなことを表現もさせていただいたと思うんですが、入り口での議論は潰されました。しかし、今度、中ほどになるうかと思うんですが、これはいわゆる旧町名を使うのかどうか、これについてもう少し議論を私はすべきだというふうに思います。

それと、先程局長の方から説明がありましたこの選定の方法であります、ここに投票は無記名とするというふうに記載されております。しかし、前回、町名の選定方法については無記名というふうなことはなかったと思います。やはり我々委員とすれば、記名投票できちっと責任を持った選定をすべきではないかなという思いがいたします。この2点について答弁をいただきたいと思います。

吉田議長 まず2つほどあったように思うんですけど、1つは要するに無記名ではなく記名にしたかどうかという問題。それからもう1点は旧町名云々という、旧町名使用ということについて、さらに議論をする必要はないのかどうかという2つの意見が出されておるわけなんでございますけれど、これについて答弁をお願いします。

暫時休憩いたします。

〔 休 憩 〕

吉田議長 休憩を閉じ会議を再開いたします。

先程のことについて、まず事務局長から答弁もらいます。

藤原事務局長 先程本城委員さんから記名、無記名の関係の御質問がございましたけれども、前回の会議でこの投票に、名称の候補の選定に際しましていろいろと御協議いただきました。その中で投票用紙の案につきましても具体的に図示をしてお示しをさせていただいておる中で、特に記名するような様式は考えておりません。そういったことを踏まえまして、本日、無記名ということで先程御説明させていただいたということでございます。以上でございます。

吉田議長 会長の方からもう一つのことに対して。

岩槻会長 もう一つといいましょうか、いつ言わなくてはいけないのかなあとお思ったものですから申し上げるんですが、今言う旧町名でございますね、こういう協議会の中でそれが論議が outcome 出まして、旧町名もいいではないかと。ただ、但馬ということはやめようというふうなことを決定してとっておるわけでございますので、そうなる、それが今度のここでだめだということを決めるということは、応募していただいた方に対していか

がかというふうに思えてならないわけでございます。

それと、これは皆さんがどう御判断いただくのか、実はきょう、欠席者がおいででございます。そこで、やはり全員が出席の中で1、2、3つ書いてやっぱり1位は3点という評価、2位は2点、3位に書いておるのは1点という評価、全員そろってやるのが一番いいと。ところが欠席者があるので、これも自分の勝手になくて、どうしても親族、御親戚が亡くなったのあれとか、いろんな理由がございまして、きょうお諮りしてということより、私どもは町長、議長連絡して、とりあえず固有名詞を選ぶんだから、選挙と一緒に不在者投票をしておいていただいて、きょうお諮りして理解が得られるならば開封して投函すると。そうすれば公平に判断できはしないかという手法を実はとらせていただいております。そこで、今度は旧町名はだめだとなると、その方々が仮に旧町名をお書きになっておる方があったとすれば、その不在者投票制度を御了解いただけるかどうかということはあるんですが、票の点数にまた影響するというようなこともございますので、その辺を御論議いただかないと、ただ、旧町名は今ここでだめだということが私は不信感を今度は投票、入れた方に持たれはしないかというふうに思うものですから、ちょっとそういうふうに申し上げるわけでございます。

吉田議長 そうしましたら、2つの議題になって、一つ一つ片づけていかないと、ちょっとややこしいことになりますので、まず、無記名を本城委員は記名だと、その方がええんじゃないかという提案が一つあったんですけど、この点について皆さんのまず御意見をお伺いしたいなあと、このように思いますし、事務局の説明もあったと、このように思います。そういうことを踏まえてどうするかということがあると思います。

どうですか、本城委員、ちょっと。その件について、話が2つになってますので。

本城委員 美方の本城です。確かに今、局長の方から説明がありましたように、3月10日の協議会のときには投票用紙の案ということでここに示されております。その中には記名をする場所はありません。ただし、その裏側、31ページですね、そこに選定方法というふうなことでいろいろ羅列してあります。その中に無記名ということは全然入ってないんですね。だから、こういうふうな形で無記名ということはなしにしておりながら、無記名のような形をしておいて、今回無記名というふうに出されたのかなというふうに少し歪んだ考え方を私はするんです。こういうやり方は私はどうかと思うんです。羅列してあるところにもきちっと無記名ということがあんなら、私はきょうはそのことは申し上げません。

それから、旧町名の問題であります。今、会長さんの方から説明がございました。最初、私はそのことを申し上げたはずなんです。募集をかけるときに、これをきちっとしておかなくては、もし応募があった、その中からこれは外していくということになると大変失礼なことになりますよと。そのときに私は、5町枠のときに新市名称検討小委員会に属

しておりました。その中で、最初は全然枠をかけなくて募集をかけといて、そして集まってしまってから旧町名はなしにしようというふうな結論を出して相当批判を受けたのは私たちなんです。ですから、募集をかけるときに、確かに但馬という名前、これも出ました。そして旧町名はやめていきましょう、3町が合併して新しく出発するわけですから、新しい名前でスタートしてはどうですかというふうに申し上げました。そのときの議長のまとめの議事録を見ていただいても結構かと思うんですが、そのときに、後程じゃあ同じ問題が出てきます、それでいいですねということで締めくくっていただいておりますように私は思っておりますけども、議長の議事録を、まとめの議事録を見てください。

吉田議長 そうしましたら、一つ一つちょっと意見、統一して言われとるんですけど、1つずつでも解決せんといかんと思いますので、一つは、今言った無記名について、事務局の応えに対して本城委員はさらにそういうふうに言われたということですので、やはり全会一致が原則になってますので、その辺十分判断しながら進めなければならぬと思いますので、その件について、まず、どう思われるのか、そして最終的にこうするんだという形に、まず、していきたいと思うんです。

それから、旧町名については、この議事録云々ということがありますので、その辺のこの確認等を含めて、事務局長にもお聞きしたいと思えますけれど、とりあえず無記名、記名とするのかどうか、その辺をまず皆さんにお諮りしたいなあと、このように思うんですが。

どなたからでもどうぞ。

上田委員。

上田（孝）委員 香住の上田であります。今、本城委員の方から、これは記名にすべきだという御意見、御提案がありますので、私は無記名にすべきだという提案をしたいと思えます。

まず、その理由であります。第5回目の協議会で、今も皆さんのお手元にあると思うんですが、案、これが投票用紙案ということで、皆さんがこれを見て、少なくともこのときはこれを了としたと思います。じゃあ今、本城委員の論でいきますと、ここに無記名ということがなかったじゃないかと。これでもって無記名にするっておかしいじゃないかというのが本城委員の論でありますけども、これは本城委員の見方でありましょうが、私はこれを見たら、これを見て了としたということは、記名ということがないということは、当然、無記名を了解したつもりで私は了としました。この5回の合併協議会のこの案を見て、これは無記名だなということで、私はこの資料で了としましたから、私はあえて改めてここで、この件についての捉え方とかそうでなしに、やはり5回で我々が少なくともこれを了としたということを踏まえて、私は当然、この無記名でいくべきだというふうに判断しておりますので、ここで意見として申し上げたいと思えます。以上です。

吉田議長 他、ございますか。

今、お二人としか意見が交わされてないんで、判断がしようがないんで、もう少し意見出していただかないと。どちらに判断を下していいのか、ちょっと私としても……。

中村委員。

中村（暁）委員 香住町の中村でございます。上田委員の関係は第6回の資料、3月の10日、水曜日の第6回の資料、ページ31、ページ32の件だろうというふうに思います。私は上田委員の意見に賛成をいたします。無記名でいくべきだというふうに思っております。

吉田議長 谷淵委員。

谷淵委員 私も先程記名か無記名かの件で、会長がやっぱり投票用紙の、それは別個として、私は無記名でいいと思います。

吉田議長 他、ありませんか。

石垣委員。

石垣委員 村岡の石垣です。いや、無記名だいう、記名がいいということでもなしに、このときの決まったときの様式を見れば、記名欄がないんで、私はもう無記名でいくんだなあという認識をしております。5町するときも小委員会が無記名だったように記憶しておりますので、これは無記名が普通かなあという認識でおります。以上です。

吉田議長 橘委員。

橘委員 香住町の橘です。先程から出ておりますけども、第6回目の32ページの投票用紙案ということで、案が前回出されております。もし、これが出されておられなかったら、本城委員の先程の質問、これから皆さんで協議していただいたらいいと思うんですけども、当然、これ出ていますので、私はこのままで、無記名でいくべきだ、このように思います。

吉田議長 ちょっと暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

吉田議長 他に記名だという方があればお聞きしたいんですけど、本城委員一人を責

めるわけではないんですけど、やはり趣旨としては責任ある選択の基にということですので、決して無記名だからというふうなことで責任云々ということではないと皆さん思っ
とるんじゃないかなとは思ってますし、どうでしょう、ここは全会一致が原則ですので、
無記名の、要するにこの原案どおりということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 いいですか、済みません。じゃあそういうことで、この件に関しましては
無記名ということにさせていただきたいと、このように思います。

続きまして、もう一つの問題、要するに旧町名云々ということ、それで1点は、もう既
に募集要項のところ旧町名は、要するに特段の制約は設けない。ただし、但馬町につい
ては制約をするというふうなことで募集をかけた。しかし、現実、本城委員が私の方に
ちょっと振られたんであれなんですけど、私も議事録等を見ますと、確かに入り口論と出
口論がある中で、議論する上に当然出てくるということを目撃したので、その辺をど
ういうふうにしていくかということをお諮りして、要するにそのときに再度そう
いう議論が出てくる可能性がある。しかし、それはもう止めるものではないし、むしろ
議論しなければならないと違いますかという確認を最後にさせていただくとるんです、現
実。そういうことを受けて本城委員は言われてるんじゃないかなと、このように思うんで、
ぶり返しというふうなことではなく、やはり私の立場からとしては、とりあえずここは議
論をして、最終的に結論を出せばいいというふうに思うんで、これを議題に取り上げたい
なあと、このように思っるとるんですけど、よろしゅうございますでしょうか。よろしい
ですか。

特段新たに、新たにといいますか、旧町名云々ということにつきまして、先程会長の方
が、要するに不在者投票も行われている中で、ひょっとしたらその中に旧町名を書かれて
いるという可能性もある。そういうときにその票を無視するような形にならないかとい
うことで旧町名云々については、使っていくような答弁をされたということも、先程あ
ったと思いますけど、そういうところを踏まえて、皆さんちょっと御意見をお聞かせ願
いたいなあと、このように思うんですが。

井上委員。

井上(一)委員 ただいま会長が返事をされたことを僕は第1回目のときに言いました。
応募の要項を決めるときにね、はっきりさせとかんちゅうと、今、会長が言われたように、
応募した人が不愉快だということをお知らせしたわけなんです。そして応募は応募でええ、選
定するのは後の問題だというふうな意見が出て、そして応募のやつはそのままだったわけ
なんです、但馬の名前以外は。ですから、そういう形で言われると、僕は心外ですね。僕は最
後にはっきりせえちゅうような、かなりきつい口調で言ったわけなんですわ。けども、後

で論議ができるじゃないかちゅうようなことで、それから後、そういう応募用紙に載っ
たらんちゅうような形になると、今後の協議に考えんなんとこが僕は出てくると。初め
にそうなっとなんだから、そのものは生きておると思って黙っとなったわけなんです、次
のときに。だけど、それに載ってないから、それだったら、そげなものは問題にならんと
いうことだったら、非常に聞き方によたら感情的にとれるかもわからんけども、私は非
常に不愉快だということです。

吉田議長　そういうことで、これを不愉快とかいうんじゃない、議論をしようとして私が上
程したわけですから、だからその辺は誤解をなさらんようにして、不愉快ということでは
なく、これから議論を詰めて、最終的にどうするんだということをする必要があるという
ことで、敢えてしとるわけですから、それ誤解のないようにしていただきたいと思います。

伊藤委員。

伊藤委員　香住町の伊藤でございます。町名募集の前に、私も意見言わせていただいた
んですけれども、旧町名を使うか使わないかのときにね、5町合併のときには募集してお
いて、後で制約しなかった旧町名を外すというようなことが起こって、そのことについて
大分議論したという記憶を持つとるわけです。5町の場合には何々市何々町となったんで
すけれども、今度の3町合併の場合には、市にはならないと。何々郡何々町ということに
なるから、郡名とセットにして町名を決めると。そして5町の場合と3町の場合とは全然
条件が違うので、旧町名を外さないで入れてほしいというような意見を私は強硬に述べた
記憶を持つてるわけです。その募集のときにも外さない、ただ、但馬町というようなこと
は使わないというようなことを言われ、それで事が進んできたわけなんですけれども、今
の段階、私はもう当然旧町名使ってもいいというつもりで理解しておりましたし、そして
旧町名が事実、それは豊岡市が豊岡市と5町とが合併して豊岡市という形になったけど、
ああいうケースもあり得るといふふうに私は理解しとったわけなんです。それで今、これ
を外すとなると、5町の場合と同じような、それ以上に住民に不信感持たせるような格好
になると思います。だから、なぜ、旧町名を外さんなんかね、使っていったらいいんじ
ゃないかという、希望者が多ければ使っていったらいいんじゃないかと、それが新しい町の
産業活性化につながるならばいいんじゃないかというふうに、とにかく新しい町が立派な
いい町になってほしいんですから、それに似合った名前になってほしいんですから、そう
いう観点からね、観点を何ぼか、5つ挙げられましたね、挙げて、そういう観点から決め
ていったらいいと思うんですわ。これはあかん、これはいいというんじゃないし、新しい
町が隆々と伸びてくる、そういう希望にあふれた町の名前であればいいというふうに思
います。以上です。

吉田議長　柴崎委員。

柴崎委員 香住の柴崎でございます。伊藤委員のおっしゃったことに賛成でございます。今までの議論の経過を見ますと、美方町の井上委員さんがおっしゃったこともそのとおりだったと思います。あのときに議論したときにおっしゃったとおりのことの結末だったというふうに思います。そのときに伊藤委員おっしゃったように、郡名の議論をどこでするかということも合わせてあったように記憶しております。私のメモでは、第7回の協議会で投票、つまり、きょう投票して、第8回で2次選定をして、そして第9回の協議会で郡名と並行して検討すると、こういうメモを残しております。本当は、私もそのとき申し上げたと思いますが、町名を決すると並行して郡名をやっぱり議論をしないとまずいんじゃないかというふうに思います。つまり郡名と町名というのはやっぱりセットで考えていかないと、例えばですよ、美方郡という名前が残っちゃいますと、我々、香住町の場合は城崎郡でありますから、永久に城崎郡という名前は使えないわけであります。長年馴れ親しんだ名前が使えなくなるわけです。というようなこともありますし、それぞれの町に対する歴史あるいは思い、それから産業振興、それぞれの思いがすごくあるわけでございます。これはやはりどうしても今の段階で議論をしないと、町名を決めた後でということになりますと、ちょっと問題が出てくらはんかなあという感じをいたします。従って、どっちが先がいいのかというと、本当は私は郡名を先、議論をしながら町名を頭に入れて議論するというのが本当じゃないのかなあというふうに思うわけですが、ちょっと皆さんの御意見を闘わせてみて、そして調整をすべきところに落ちつけていただけたらなというふうに思いますので、私は旧町名を使うことに何ら否定をする理由が見当たりません。特にそれぞれ村岡、美方さんにしましても香住にしましても、何十年という歴史を持って使ってきたわけでございます。それぞれ誇りを持つと思えますから、それぞれがそんなに否定する理由がないわけありますから、使うということが多ければ、それで結構だなあというふうに思います。私の意見でございます。

吉田議長 朝倉委員。

朝倉委員 美方町の朝倉です。確かに郡名という話は出たんですけども、郡名は県が決定するものだという御意見ではなかったんですか。ちょっとお伺いしたいんですが、そういうふうなことも言っておられたのは確かに言っておられましたけども、郡名については県が決定をするということで、ちょっと聞いてみてください。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 最終的には県の議会で議決をいただく内容のものでございますけれども、県の方では地元の意向を尊重するようなことも聞かせていただいております中で、この合併協議会の中で町名と合わせて協議をしたいということでこれまで来てるというふうに判断し

ております。

吉田議長 朝倉委員。

朝倉委員 じゃあ結局は、我々はそれを、僕は議論をそこですというふうには記憶してないんですけども、そういう話もあったけども、じゃあ最終的には県の方で決まることですのでというふうに僕は認識しておったんです。そういうことですので、郡名についてはそうですね。それから、私はそのときもたしか一番最初、私も5町のときに名前を決めるところにおりまして、同じような立場にありまして、あのとき私も新しい町になるんだから新しい名前というふうな意見を言ったとは思いますが、新しい名前をと私が思うのは、やはり新しい町になるからというふうなことが一つの理由です。それ以外に余り理由はありません。しかし、豊岡市であるとか養父であるとか朝来であるとか、近隣にもありますけども、豊岡市をのけては、あれは郡名を使ったと私は認識をしておりますし、いろんなところで、この旧町名を使うということに関して話が長くなるというふうに私自身は思っておるんですね。ですから、この際、やっぱり新しい名前ということで話を進めていくなれば、やっぱり新しい町としての醸成ができるし、話も早くすることだけがいいことだとも思いませんけども、余りこだわらずに皆さんと一緒に話し合っって新しい名前を決めていけるんじゃないかというふうな観点から、私は新しい名前ということを第2回ですか、3回ですか、話をしたときからそういうふうに申し上げておりますので、そういうふうにしていただきたいというふうに思います。

吉田議長 事務局長。

藤原事務局長 先程の説明で、ちょっと補足をさせていただきたいと思いますが、第1回目の合併協議会で合併協定項目の協議案件を御提案させていただきました。そのときに合併協定項目には含まれませんけれども、重要な事項ということで欄外に合併協定項目以外で重要な事項、括弧として郡名等について協議の上、確認書を作成するというようにいたしておりまして、この合併協議会でその郡名についても協議をさせていただきたいという御提案を確認させていただいております。

吉田議長 他、御意見ございますか。

石垣委員。

石垣委員 村岡町の石垣です。私も応募のときに旧町名は使うべきでないと強く主張させてもらった一人です。我が町は、うちのは伝統がある、産業上、うちの町名がベターだということになれば、どの町も同じだと。最終的にどこで調整ができるのかなあというよ

うなことで今、朝倉委員が言われたように、やっぱり3町に共通した新しい名前がいいんじゃないかなあという意見を出させていただいた一人です。しかし、最終的には特に特段の制限を加えないということで応募様式が決まったものですから、要項が。やむを得んあということで旧町名も投票の対象になるのかなあという認識はしておりました。それで、その段階で応募の票数だけはとにかく公表しないようにしてくださいと。応募の票数が公表されると、やっぱり民意という問題でいろいろと言われるだろうということで上位、あの当時は30と言いましたけども、最終的には10になりました。それで、あいうえお順に公表しようということで決まったように思っております。従って、今の段階での投票の場合には既存の町名もやむを得んのかなあという認識をしております。しかし、気持ちとしてはやはり旧町名は使うのは非常に抵抗を感じておりますけども、今ではやむを得んのかなあ。

ただ、郡名については、いや、この郡名がのうなって寂しいとか、この郡名がどうだとかいうことになりますとね、お互いに各町みんな同じ気持ちを持つと思います。だから、あんまり郡名のことをどうこう言うことは、それは県が決める段階でそれぞれのその地域での意向を参考にしながら、県が決めるということにはなっておるわけです。余り郡名を強く主張しますと、やっぱりこれも5町の二の舞になる危険性が非常にあらへんかと。うちの区長会でその問題がかなり出まして、それについては、私も町長の方には、区長協議会長として申し入れをしておりますので、それ以上多くは言いませんが、郡名がのうなるとかとかやくということを余り主張されると、先行きがちょっと難しいかなあというふうな思いをします。以上です。

吉田議長 井上委員。

井上(一)委員 美方の井上です。先程は経過については感情的にとられたかもわかりませんが、香住の方が言われることもよくわかるわけです。お互いがそういうことを言うと、それぞれがそれぞれの町の特性というかね、そういうものがなくなるという主張も確かにあるわけですから、それはようわかるわけです。ですから、郡名とセットということになりゃあ、郡の方をとったら、なら町の方は捨てんなんだかえというような問題にも繋がってくるわけだし、気分的にはよくわかっておるんですけども、香住の場合には町の活性化につながるというとらえ方、それはさっき言ったようなことでようわかるんですけどね、美方町の場合考えてみたら、活性化につながる名前になるかということですね。変な言い方だけど、ひがみ根性と言うかもわからんけども、何ぼ間違っても美方町には庁舎は来んわけですわ。そういうことの中で、他町の名前が使われた場合に、どういう感じを持つ方がおられるかと。そこから先は言いませんけど、そういうふうには、そのとおりにはせということじゃないけど、僕の言いよる気分が御理解いただけるんじゃないかというふう思うわけです。以上です。

吉田議長 柴崎委員。

柴崎委員 名称の問題、そういう意味でよくわかるんですけども、私たちこの矢田川水系の3町がこのたびこういうふうな格好で新しい町をつくらうということで一生懸命になって取り組んでいる最中でございます。私は与えられた条件の中で精いっぱいいい町をつくりたいなあという思いでいっぱい参画をさせていただいております。特に日本中で非常に有名な但馬牛と松葉ガニが、このちっちゃな町にあるわけでありまして。こういう狭いながらも誇れる特産物が2つもそろっている町というのは、私はそんなにない、日本全国見ても、と思うわけでありまして。町づくりの核というのは、やっぱりそれだけのものをどう生かすかという視点が絶対必要だと思うし、お互いにそういう特徴をどう生かしていくか、長所をどう引き出していくかというのが非常に大事なポイントだろうというふうに思います。これはもちろん産業振興にも繋がりますけれども、我々がこの町で生きるということについて、誇れるものが1つでも2つでもある、そういうことが非常に大事なポイントだろうと思います。我々の世代、それから次の世代、子供たちのために何を我々が残すことができるかということ、今ある非常に自信の持てる、誇れるものをより強く残して次の世代にバトンタッチするというのが私たちの使命じゃないでしょうか。そういう意味で、牛とカニというのが本当によく揃ったなあというふうに思うわけでございます。それを形として表すのが名前だと思います。

そういう点で、そんなに軽々しく、旧町名を抹消するとかというようなことには私はならない。そういう発想よりは、むしろ今あるものをどう生かす、しかも名前も関連をして考えながら、どう町づくりを考えるかということを考えながら、私は議論させていただいているつもりでございます。やはりそういう視点からも眺めてほしいと思いますし、香住の私は利己でこれやってるわけじゃございません。いわゆる私も仕事をしておりまして、美方の牛というものがどれだけすごいということも認識をさせていただいているつもりでございますし、香住のカニに象徴される魚というのが、日本の市場の中でどれだけすごいウエイトを占めているかということもおわかりをいただきたい。それを関連づけながら名称もやっぱりつけていくべきだなということで、ただ、軽々しい気持ちではやっぱりやるべきじゃないなあということを強く思うものでありますから、郡名とともにお考えをいただきたいということを主張するわけでございます。以上です。

吉田議長 三好委員。

三好委員 村岡町の三好です。この名称の問題につきましては、初めから現在の町名を使うのか使わないのかという問題が出ております。しかし、それぞれの町にはそれぞれの歴史、あるいはいろいろの思いというものがあるんで、一応旧町名は外すということに、ただ、但馬という名前は外そうというのが当初のいきさつだったというふうに思い

ます。そういった中で、先程議長が言われましたように、この問題についてはやはり検討しなきゃならないということが最終的に議事録の中に残っておるといふ、そのとおりだと私も思っております。町名というものは、先程出ておりますように新しい町づくりのため、新しい町の名前をつくるんですからして、非常に大事なことといふことは言うまでもないことなんです。ただ、問題は今出ております3町の名前は300の中に入っております、旧町名は全部入っております。従って、それぞれの委員さんはそれぞれの自分の町の思い入れといふものを十分に持っていらっしゃると思います。そういった中で投票しますと、どうなるかわかりませんが、やはり自分の、おらが町にはおらの名前といふものがあるんだといふことは出てこようかといふふうに想像いたすわけでございます。最終的までこれがかち合ったときにはどうなるかといふ一つの心配もないわけではないです。恐らくそういった問題で、最後までその名前が残ってきたときにどうするのか、どこでこれを決着つけるのかといふ非常に難しい問題が出てこようかといふふうに思います。それらを心配をせんでもええといふふうにおっしゃる方もあるかも知れませんが、やっぱり心配になりますので、この辺でその辺のところのものは投票する以前にある程度話し合いが必要だといふことで、議長さんがこの問題を取り上げていただいておりますといふことでありがたいといふふうに思います。

それからもう1点、郡名と町名との関係については、いろいろお話がありますように、郡名も大事ですし、もちろん町名は大事だと。郡名については、先程出ておりますように、最終的には県の議会の中で郡名が決められるといふことであるわけですので、その辺は県の方にお任せするとしながら、町名については私たちが話し合っただけで結論を出さなきゃならないといふことだといふふうに思っております。従って、新しい町づくりですから、新しい町名をつくるということも、これは大事じゃなからうかといふふうに思いますので、町名といふものの、旧町名といふものを使ってはいけないといふことではありませんけれども、これらは考えていかなきゃならない。今は第1回の投票ですからして、300の中から10点を選ぶといふ一つの予備的といふだか、1次選考の形になりますので、その中に旧町名が入ってもやむを得んかなあといふふうに思いますけれども、これをいつ調整するかといふことを考える中で、お話し合いして議論を闘わせる必要があるだろうかといふふうに思います。

吉田議長　ちょっと暫時休憩いたします。

〔休　憩〕

吉田議長　予定よりちょっと早いんですが、再開させてもらいたいと、このように思います。

今、議長、町長で今後のことをどうするかといふことを決めましたので、皆さんにお諮

りして、それで了承できればしてほしいというのが議長の思いなのでございますけど、基本的には今の旧町名は使う、使わんかについては意見が分かれております。それで多数決をとったところで多分一致しないと、このように思います。そうしますと、先程三好委員の方からどこですんだということが最終的には出てこようと思いますけれど、そうしますと、とりあえず原点に戻させていただきまして、きょうの予定どおりこれは進まさせていただきますたい、要するに投票はする、しかし、議論につきましては、当然、また、出てくると思います。これもせざるを得んと思います、どちらにしても、どこかでは。しかし、今の段階ではもう議論がかみ合っていないですし、だから、そういうことで結論的にはきょうは予定どおり投票はさせてもらう、10候補だけですね、要するに。そして議論はどちらにしても絞っていく段階、同じ議論が出てくると思いますが、そのときにしたいと、このように思いますんですけど、よろしゅうございますか。

ありますか。

本城委員。

本城委員 美方の本城です。議長、今の調停案だと思うんですが、余りにも先送り先送りというふうなことは、私は感心いたしません。先に送るほど、この議論でとんでもないことが起こるような気がするんですよ。本来なら募集をかけるときに、入り口でやはりこの議論十分やって、そして、じゃあどういうふうにしようということを決めてかかるのが本来の姿だと思うんです。それを今ここでまた、中間ですね、中間でまた先送りする。じゃあ出口になったところでいうふうな議論になるんですか。私はそういうやり方は反対です。きょうこういう形で議論がかみ合わないということであれば、私は次回に送るべきだと、このように思います。

吉田議長 基本的に次回に送っても同じ議論しないですか。

本城委員 だから、この議論を徹底的にやっぱり闘わせていかないかんのですよ。

吉田議長 会長。

岩槻会長 いろいろ御意見が出ておるわけですが、としながら、応募、選定方法を御論議もいただいております。その中で、第1次選定については全応募作品の中から各委員が3作品以内を投票し、集計の上、上位10位を、10作品を選定するというのも御審議をいただいて、今おっしゃることもあるんです。そして議事録云々ということも御指摘も受けたです。としながら、こういうことも決めて応募をやっておるわけですから、ですから今言う、どこでという御意見もありましたし、10は大体聞いて推測もできる部分もあります。やはり我が町は歴史もあり云々というような、聞いておれば、

ははあと誰しも皆想定しとるではないでしょうか。だから最初の1回は10なら10を絞ることはやっぱりやらせていただきたいなあと。それからやっぱり今おっしゃるような御議論も確かにあるわけですから、そこでさらに深めていくということでない、もうこれから先でもたくさんそんなことが出てくるかわからん。確かにそういう、これを何といいますか、応募の選定方法検討の中に出てきておった意見ですけれども、それでも理解していただいて応募したわけですから、この第1回だけは私はやらせていただかないと、何のためのあれなのかと、次から次に同じようなことが繰り返されるじゃないかと。だから1回やって、10の中、だれが何票、どうだじゃなくて、あいうえお順にあれば、こうしとるわけですから、そのときにまた同じことが出れば、そこでやるということでない、前向きにならないんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

吉田議長 本城さん。

本城委員 美方町の本城です。今、会長さんの論、十分理解はできるんですよ。理解はできるんですが、これから先に、例えばきょう投票して、そして10作品を選ぶ。10作品選ぶというけど、私は現実的には7作品を選ぶことになるだろうと思うんです。美方、村岡、香住というのは必ず入ってくると思うんですよ。入るんです。私は私で美方という名前にはやはり愛着を持ってます、会長さんは村岡、藤原町長さんは香住というのは、やっぱり愛着を持っておられるわけですから、じゃあその7作品の中から今度、今後検討していくのか。そんなことでなしに、やはり外すのか外さないのか、はっきりさせてから10作品を選ぶということの方が私はいいと思うんです。今、会長さんいろいろ3月10日のときのことを言われましたけども、そのことは私もよく見てわかっておるんです。しかし、これから先になればなるほど深くなるというのは傷が深くなるだけのことなんですよ。考えが深くなるんじゃないんです。私はそのように思います。

吉田議長 今、そういう御意見があるんですが、基本的に言ったように今の意見ではまとまらないわけですね、本城さんの意見もずっと言っとるわけですし、多分他の人も同じ意見を繰り返されるんじゃないかなと。次のときも同じかもわからないんですよ、現実には。これをずっと今のまま続けて、じゃあ、今度延ばしたら歩み寄れるかということについても甚だ疑問でございますし、確かにしぼめればしぼめるほど傷が深くなるということもわからなくてもないですし、逆に手のおろしように難しいんじゃないかなあというふうなことがあるんですが、基本的には先程会長も言っておりましたように、最終的には多分、三好さんの意見ではないんですけど、5作品のときには同じような形になってくる可能性は十分あると、このように思いますんですけどね、けど、今このまんまで平行線のまんまいったって、一步も進まないというふうな状況でございます、それで妥協点としては、

とりあえず10作品だけは絞らせていただけないかということなわけなんですけれど。

岩槻会長 御心配いただいております部分もわかるんですが、この但馬の中の例を引用しても、豊岡市あたりも今のようなことがありましたよ。しかし、最終的には豊岡市ということに論議を重ねる中でやっぱり出てきておるわけですから、私は皆さんが皆誰も割ろうとって御意見を言っておるのではないというふうに思うんです。その過程の何といいましょうか、悪い感情も時によれば走りましょし、そういうことを避けるためにとっておられることはよくわかるんですが、しかし、旧町名を外さずに応募をやったわけですから、その原点も捉えないと、これは応募した人から見れば、あるいは町民サイドで見れば、私はやっぱり時によれば批判を受けることもあるというふうに思えてならないわけです。

吉田議長 とりあえず冒頭に言いましたとおりに、一致しないという意見は十分わかっ
とるんですけれど、議長裁定でお願いできないかということなんです、どうでしょう。
よろしいですか。

柴崎委員。

柴崎委員 いろんな局面でこういう事態というのは、名称の問題もあるし、これからも
いろいろと出てくるだろうと思います。そのときに、基本的にお互いがやっぱり認識して
おかないかと思えますのは、我々3町とも3町しかないという認識を改めて持ちながら
苦渋の選択をお互いにしないといかんということだろうと思います。我々も、私も主張は
いたします、皆さんも主張なさる。今回、名称の問題で真剣に議論したのは、前回もあり
ましたけれども、まだ2回目だというふうに思います。今、議長おっしゃったように、我々、
きょうとりあえず1回目の選択をするために私もここに来ておりますし、そして公募をし
て、非常にたくさんの関心を持っていただいて応募いただいたわけです。我々はその選択
をせざるを得ないわけでありますが、最後の段階でもいろいろ議論出てくると思います。
出てくると思いますが、尽くして尽くして尽くしてやって、やっぱり結論を導き出さないと
我々の使命は終わらないと思います。その結果については、議論した後ならば、私ども
は従わざるを得ない、従っていきたいというふうに思っておりますので、大いに議論をし
て、そしてやるべきことは肅々と進めていただくというふうをお願いをしたいというふう
に思います。以上です。

吉田議長 では、多少の御意見の、いろいろと御意見、今後闘わせなきゃならないとい
うことは重々よくわかってますし、むしろしないと最終的には絞ってこれないと、このよ
うには思うんですけれど、とりあえずきょうはこの10作品というものの絞りをさせてい
ただけませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 では、そのように10作品のみ絞らせていただくということをお願いしたい。それと、不在者投票の件がございますけれど、会長の方から先程説明があったんで、特に事務局の方から説明を求めるわけではないんですけど、とりあえず3名の方が欠席ということで、実は西尾委員につきましては途中から参加しておられますんですけど、既に不在者投票を終えられとるということですので、今回はそれでオーケーだということになると思うんですけど、とりあえず不在者投票も認めていただけませんか。

ありますか。

朝倉委員 今回、私は今、きょう出たことですから結構だと思います。いろんな局面で、例えばそういうふうな、もし、弊害といいますか、部分が出るのであれば、それはまたきょうこうしたんだから、あれが前提ですよということにはしていただきたくないというふうに思っております。きょうは結構ですけど。

吉田議長 ありますか。

藤原委員 香住町の藤原です。これからの会議を設定する上で、どうしても20数名の委員さんになると都合の悪い方も出てくる。それをこういう重要な決定局面に全員が集まる日を合わせて会議の設定をするということは、会議の運営上、大変難しい問題があると思います。従って、不在者投票を行うことによって新たな弊害があれば別にしまして、私は委員が当然自分の意思表示をされることについて何ら弊害はないと思いますので、今、朝倉委員は、今後そういう問題があればということですが、私はないと思っておりますので、基本的に不在者投票制度を行うんだというふうな御認識をいただくと、そうお願いしたいなあというふうに思います。

岩槻会長 これを検討する際に、これは名前を投票するんですからまあまあ理解も得やすいんですが、他の大事な議案のやりとりで、時によれば賛否をとらんなんというようなものにこういうことをまた合わせて、それならばこれもやったらどうだなんていう飛躍した意見が出てはいけないなあというようなことは内部で課題としたということでございます。

吉田議長 では、不在者投票は認めていただいたと認識してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 そうしましたら、ただいまより投票に移りたいと思いますし、不在者投票も既に3名の方が済まされているということで、それも投票の中に入れていくということにさせていただきたいと、このように思います。

では、次に、開票立会人を指名いたしたいと、このように思います。

開票立会人に美方町、本城繁信委員、村岡町、谷淵栄一委員、香住町、上田孝委員、よろしく願いいたします。

それでは、これより投票を開始します。

事務局、投票用紙を配付してください。

因みにこれ、自席で書くのかな。(「はい」と呼ぶ者あり)自席で書くそうですので。

〔投票用紙配付〕

吉田議長 投票用紙の漏れはございませんね、まず、確認するの忘れてましたけど。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ないようですので、投票箱を確認させていただきます。投票箱見せてください。

〔投票箱点検〕

吉田議長 異状ないようでございますので、では名前を事務局の方から読み上げますので、その順番により投票をお願いしたいと思います。事務局長、お願いします。

藤原事務局長 それでは、名簿により、ちょっと席順とは前後しますけれども、名簿により読み上げさせていただきたいと思います。

投票は、こちらから入っていただいて、投票して、そちらの方から抜けていただくようお願いしたいと思います。

それでは、最初に上田節郎委員、岩槻健委員、藤原久嗣委員、吉田範明委員、本城繁信委員、谷淵栄一委員、上田孝委員、橋秀夫委員、朝倉富征委員、井上一郎委員、毛戸公彦委員、中村治泰委員、水間徳子委員、石垣健三委員、井上源一委員、小谷道子委員、三好忠男委員、伊藤誠委員、岡田久子委員、柴崎一秀委員、中村暁委員。以上でございます。

最後に、立会人の皆さんに不在者投票の確認をしていただいて、投函をさせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

吉田議長 出席委員の投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 それでは、ただいまから不在者投票の投函をお願いいたします。

立会人、立ち会ってください。

では、開票いたしたいと思いますので、立会人、開票をお願いいたします。

〔開 票〕

吉田議長 それでは、結果が出ましたので、発表いたします。

なお、発表する順序は50音順でございますので、決して票数ではないということを前置きしておきます。

ただいまより10作品を読み上げさせていただきます。なお、各委員には後でコピーをしてお渡しします。

まず、ナンバー36の香住町(かすみちょう)45番、かにカニ町(かにかにちょう)、平仮名の「かに」に片仮名の「カニ」です。次に50番、香美町(かみちょう)香る美しい町です。それから183番、美香町(みかちょう)美しい香る町。191番、美方町(みかたちょう)これは旧町の美方町です。それから199番、美香村町(みかむらちょう)美しい香る村町。213番、美郷町(みさとちょう)美しいに郷(さと)という字ですね。それから247番、村岡町(むらおかちょう)そのままの村岡町ですね。それから251番、村香美町(むらかみちょう)村、香り、美しい町、村香美町。263番、矢田川町(やだがわちょう)矢田川の矢田川でございます。

ただいま読み上げました10作品を新町の名称の候補名とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がありましたので、新町の名称候補として先程読まさせていただきました10作品が確認されました。

今回は、この10作品の中から5作品を選定する投票を行うことにいたしておりますので、協議第11号につきましては引き続き継続協議としてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 異議なしの声がありましたので、協議第11号につきましては、継続協議とすることに決定いたしました。

以上で協議事項は終わりました。

次に、次回以降の合併協議会に際し、特に御意見、御提言等がございましたらお伺いしたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉田議長 ないようでございますので、それではその他について事務局から説明させます。

藤原事務局長 6番目のその他でございますけれども、第8回の合併協議会の開催日でございます。5月12日水曜日、午後1時30分から村岡町老人福祉センターの方で予定をさせていただいております。協議事項といたしましては、使用料、手数料の取扱いの使用料の部分の御提案を考えております。さらに総務関係、企画関係、学校教育関係の具体的な事務事業の取扱いの関係、それからただいま継続、確認をいただきました新町の名称の関係を予定させていただいております。

なお、本日、机の上にお配りさせていただいておりますけれども、5月7日以降の会議日程の若干の日にちの変更なり会場の変更がございます。たびたび変更しまして、大変御迷惑をおかけしとると思っておりますけれども、そのような日程で調整の方、よろしく願いいたしたいと思っております。以上でございます。

吉田議長 以上で予定しておりました議事はすべて終了しました。

西村但馬県民局長様におかれましては、最後までおつき合いいただきましてまことにありがとうございます。そして、各委員も遅くまでおつき合いいただきましてありがとうございます。

以上をもちまして第7回3町合併協議会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

美方町・村岡町・香住町
合併協議会議長

.....

会議録署名委員

.....

会議録署名委員

.....